

論文

イギリス国立公文書館における学習機能について

—授業用教材を中心に—

渡辺悦子

はじめに

平成26(2014)年に始まった「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」¹において、「新たな国立公文書館」(令和10(2028)年度開館予定²)に求められる機能の一つに「展示・学習機能」が掲げられてから、間もなく10年が経とうとしている。

この「学習機能」の検討に資するため、国立公文書館(以下、「当館」という)では、朽木真一等による「国立公文書館における学習プログラムの作成とその課題—英米国立公文書館における事例調査から—」(『北の丸』第48号、2016年)や、島林孝樹による「オーストラリア国立公文書館における学習機能—オンラインによる学習プログラムを中心に—」(同55号、2022年)といった、諸外国の国立公文書館における学習機能についての調査が行われてきた。学習機能の検討が開始されて間もない頃の朽木等による報告は、「学習機能」の定義と、当館における取組状況を整理し、そこから見いだされる課題をアメリカ、イギリス両国立公文書館の事例と対比させ、今後の当館における「学習プログラム」の方向性を示した。また、島林の論稿では朽木等の調査を深め、「学習プログラム」を展開する人員体制や具体的な内容の紹介に加え、当館の取組への提案が行われている。

新館に向けて着実な調査と検討が進められてきたなかで、本稿は、「学習機能」の強化について、より具体的検討に入るため、同様の調査をイギリス国立公文書館(The National Archives、以下「TNA」という。)の取組に焦点を当てて調査を行うものである。

「学習機能」については、朽木等が行った、①「学習プログラム」の検討をする機能、②児童・生徒等を対象とした授業の実施をする機能、③教員及び児童・生徒等への「学習プログラム」の提供をする機能、④教員が実施する授業へのサポートをする機能、との定義を引き継ぎつつ、本稿では「学習プログラム」については、異なる用語を提案したい。というのも、先行研究で取り上げられるアメリカ、イギリス、オーストラリアの各国立公文書館では、朽木等が「学習プログラム」として定義するもの³には、いずれも「education resources」の語が使われており、「プログラム」の語が使用されることはない。「学習プログラム」の語は内閣府等が米・英・仏・伊・豪等の国立公文書館の調査を行った『国立公文書館の機能・施設の在り方に関する調査報告書』(2015)⁴の頃から見え、この当時は歴史等にかかるセッションやワークショップなど、指す内容が一定していないなかで、一定の定義を与えたことは評価できる。しかし、そもそもプログラムとは、番組や計画表であったり、演劇などの内容を解説した小冊子などの意味を持つ語⁵であるが、英語圏において教育や研修にかかる「programme」の語は、年間を通じた学習活動等のある一定のスパンにおける計画や、多様な活動を含んだより大きな概念として使われることが一般的であり、授業における教材等に用いることは見られないように思われる⁶。また「学習プログラム」の語が朽木等らのいう定義とともに

に正確に使用されているとは言い難い現状があるように思われ、むしろ各国国立公文書館における education resources をそのまま「教材」とした方が、誤解のないように思われるのである。

よって本稿では、教員向け、生徒向けを問わず、TNAが実施する教育事業全般⁷を「学習機能」としつつ、同館が提供する「授業用教材 (classroom resources)」に特に注目しながら、その全体像の把握を試みるものである。

あらゆる機関の業務はその時々⁸の社会の要請に基づいて企画・展開されることを踏まえ、第1章では、まずTNAの教育事業がイギリス社会 (特に教育分野) からのどのような求めに応じた取組であるかを確認するため、同国の教育制度や歴史教育等の現状を概観する。その上で、第2章では、TNAにおける教育分野の取組の位置づけを確認し、同館が実施する学習機能を見る。さらに第3章では、同館の教育サービスの一環として提供される授業用教材の内容を分析するものとする。

1. イギリス (イングランド) の教育制度及び歴史教育の概要

1.1 教育制度の概要

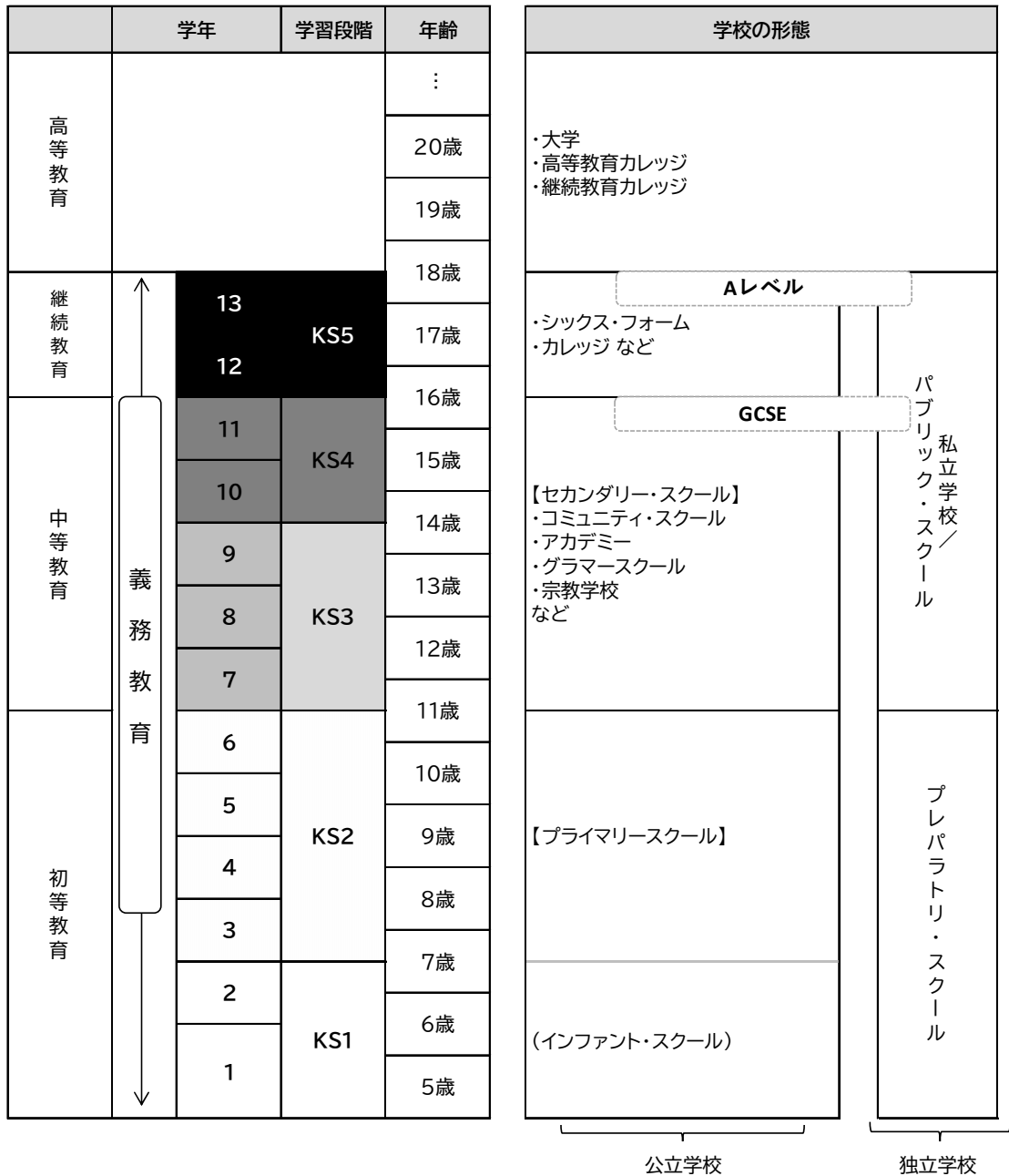
まず、TNAの教育プログラムが供給されうる社会的需要を確認するため、イギリスの教育制度から確認していく。なお、連合王国であるイギリスは国を構成するイングランド、ウェールズ、スコットランド、北部アイルランドの国々でそれぞれ教育制度が異なっているため、特に言及しない限りは、イングランドにおけるものであることを断っておく。

イギリスにおける学校教育は、教育は教育専門家の「秘密の花園」であり、「国家による教育内容への不介入」を伝統とする歴史的背景⁸もあり、学習内容は各地域や学校の裁量に任されていた。こうした状況に対し、サッチャー政権時代の1988年、教育改革法が制定され、以降、国の定めるナショナル・カリキュラムに基づく教育が学習段階別に行われている⁹。

教育機関である学校には様々な形態があり、おおまかに公立学校 (state schools) と、国の統制を受けない独立学校 (independent schools) に分かれる (表1「イングランドにおける教育制度とそれに伴う学校の形態」参照)。公立学校は、地方教育当局 (Local Education Agency) の (財政的) 統制のもと運営される「コミュニティ・スクール (community schools)」が主なものである。このうち、数パーセントの成績上位の生徒が進学する、いわゆる「グラマー・スクール (Grammar Schools)」も公立学校である。これら公立学校は、企業や宗教グループなどの影響を受けず、ナショナル・カリキュラムに基づいた教育が行われる¹⁰。この他、宗教的な教育の実施や、それに伴う入学、教職員の採用等に独自の基準を設けることが許可される宗教学校 (faith schools) も、ナショナル・カリキュラムに沿った教育が求められる¹¹。

ナショナル・カリキュラムによらない独自の教育が許容されているのが、独立学校である (イートン校等に代表される、いわゆる「パブリック・スクール」も独立学校に含まれる)。地方教育当局の統制をうけず、国の直轄のもとでの教育を実施する「フリースクール (free schools)」や「アカデミー (academies)」と呼ばれる公立学校もあり¹²、これらの学校は国からより強い統制を受けるが、ナショナル・カリキュラムによらない教育が許容されている¹³。

生徒・児童はKey Stage (以下、KS) とよばれる学習段階に応じた教育 (表1参照) を受け、義務



※ 佐貴浩『イギリスの教育改革と日本』(高文研, 2002)所載の図(p.6)を基に加筆して作成

表1 イングランドにおける教育制度とそれに伴う学校の形態

教育は5歳から始まる¹⁴。KS1及びKS2（5歳～11歳）が初等教育（primary education）、KS3及びKS4（11歳～16歳）が中等教育（secondary education）とされ、各KSの修了年には全国統一の試験によって到達度をはかる。最も重要な試験とされるのが、KS4修了時に受験する中等教育修了一般資格（General Certificate of Secondary Education, GCSE）と呼ばれるもので、この試験の結果得られる評価（グレード）は、その後の進学や就職の際の基準となる。このGCSEがナショナル・カリキュラムに基づく試験であることから、前述のように独立学校等の独自の教育が認められる教育機関であっても、それを考慮した教育が一定求められることになっている。GCSEに関しては、KS1～3

の学習段階の修了ごとに実施される試験とは異なり、国はその仕様 (specifications) を設定するのみで、試験自体は非営利法人である民間の試験機関 (AQA¹⁵、Edexcel¹⁶、OCR¹⁷) が提供するものとなっており、生徒が志望する進学先や就職先等の要件に沿って指定される試験機関や科目を選択する仕組みである¹⁸。

かつてイングランドでは、KS 4までを義務教育とし、KS 5 (16歳～18歳) における教育は、専門学校に進んだり、大学入学資格であるAレベル (General Certificate of Education Advanced level) をとる生徒らの「継続教育 (further education) ¹⁹」という位置づけであったが、2015年以降、義務教育期間は18歳までに引き上げられている²⁰。

1.2 ナショナル・カリキュラムと歴史教育の位置づけ

ナショナル・カリキュラムは、「学習内容を共通のものとするための、初等・中等教育で使用される一連の科目と基準」とされるもので、KSごとに学ぶ科目の種類と、各科目における到達すべき基準が示される²¹。カリキュラムは2～3年単位のKSに編成されており、KS 1～KS 4における中核科目、必須科目が設定される (表2参照)。中核科目とは、必須科目のうち、前節で触れたKSの修了年ごとに実施される全国統一試験において、各校の到達度の指標として結果が公表される科目をいう。

現在のナショナル・カリキュラムは、2016年に更新された理科 (science) を除き、2014年に策定されたものが使用されている²²。

KS	年齢	英語	数学	理科	コンピュータ	体育	シティズンシップ	外国語	地理	歴史	音楽	アート	設計 & 技術
KS1	5～7歳	●	●	●	○	○	—	—	○	○	○	○	○
KS2	7～11歳	●	●	●	○	○	—	○	○	○	○	○	○
KS3	11～14歳	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
KS4	14～16歳	●	●	●	○	○	○	△	△	△	—	△	△
KS5	16～18歳	---- Aレベルで提供される55科目前後から3～5科目を自由選択 ----											

表2 ナショナル・カリキュラムにおける各学習段階 (KS) での履修科目の概要 (●:中核科目、○:必須科目、△:選択科目)

表2より、KS 1～4を通じて中核科目は英語 (国語)、数学、理科の3科目であり、必須科目はコンピュータや体育、地理、歴史等で、KS 1からKS 3にかけて、外国語、シティズンシップ等が増えていく。

修了時にGCSEを受験するKS 4 (14～16歳) では、各自がそれぞれの希望する進路に従い、どの科目のGCSEのグレードを取得したいかによって、学習する科目における選択科目が増え、必須科目6科目以外の教科が選択科目となる。

このように、学習段階の比較的早期 (14歳～) において、学ぶ科目の偏りとその内容の専門化が進むことは、イギリス教育において早くから問題として指摘されることが多かった²³。そのため、2010年から始まった教育改革の一環で、生徒にとってバランスの取れた科目を履修させること等を目的に、英国バカロレア (English Baccalaureate、EBacc) の導入が進められている²⁴。EBaccは、英語 (国語)、数学、理科、外国語の4科目と、地理又は歴史のいずれか、の計5科目をその対象と

し²⁵、各中等学校における学力を図る基準とするものである。各学校のEBacc対象科目のGCSEの結果の平均点が公開されるというもののため、生徒にとっての評価基準ではなく、あくまで学校を評価するための基準である。導入によるシラバスの変更はなかったが、学校にとってはEBacc対象科目が学校の評価につながるため、履修者の何パーセントが平均またはそれ以上のグレードを取れるかが重要視される傾向が強まることになったという²⁶。

EBacc導入は現時点では義務化されてはいないとはいえ、その対象科目はラッセル・グループ²⁷に属する大学等の進学に推奨される科目²⁸が多い、いわゆる「伝統的でアカデミックな」科目である。そのため、EBacc対象科目を学ぶことで進学の機会が増え、生徒が全日制の学校に留まる可能性が高くなることへの期待等で、イギリス政府は、2025年までに90%の生徒がGCSEでEBacc科目を学ぶことを目標としている²⁹。

「継続教育」の位置づけにあるKS 5はもともと義務教育の範疇外だったことから、学習内容についてのナショナル・カリキュラムはない。Aレベルの資格は、同じくGCSEを提供する民間の試験機関において設定・提供されている。大学進学にあたっては、イングランドでは日本のように、各大学が入学試験を実施することはほとんどなく、試験機関が提供するAレベルの55科目程度の科目から、大学が入学にあたって指定する3～5科目³⁰を生徒が選択して学習し、Aレベル試験の成績（及び生徒側の希望）により入学者が各大学に配分される。

こうした仕組みのなかで、「歴史」科目は、KS 1～3までは必修科目であるが、KS4以降は選択科目という位置づけである。ただし、前述のとおり、「地理又は歴史」がEBaccの対象科目となったため、2010年以降、「歴史」への需要が高まっていることが推測される³¹。

「歴史」にかかるナショナル・カリキュラムでは、歴史を学ぶことを通じて批判的精神、エビデンスの取扱い、論点の整理力などを習得することが目標とされる。以下は、KS 1からKS 4の科目の目標の概要が、KSに沿ってどのように発展していくかを一覧にしたものである（下線は筆者）³²。KS 1～3はナショナル・カリキュラムから、KS 4は民間の試験機関に対するGCSEの仕様（Specification）として国が公開しているもの³³からの引用である。KS 3（11～14歳）の段階で、すでに「様々なタイプの歴史資料が歴史的な主張を行うため」にどのように使用されているかを理解し、「過去についての対照的な議論や解釈が、どのように、かつなぜ構築されたかを見極める」という目標が設定されており、原資料を使った学習が求められていることが見える。さらに、選択科目の位置づけとなるKS 4（14～16歳）では、「批判的かつ内省的な思考者」として成長するための歴史探求が掲げられ、「資料を用いて正当な歴史的な主張をする能力」を身に付けることが目標とされる。このように、イギリスの歴史教育では、知識だけではない、深い思考力が求められていることが見受けられる。

さらにGCSEにおいては、大きく、(1) 3つの時代（中世、近世、近代）と(2) 3種類の時間的スケール（短期＝深掘り学習³⁴、中期＝時代学習³⁵、長期＝テーマ学習³⁶）、(3) 3つの地理的背景（地域（local）、イギリス、ヨーロッパ又は世界）の歴史を学ぶこと、とされる。仕様によれば、イギリス史から1つ以上、世界史（イギリスとの関わりではなく、ある国家/民族の歴史または複数の国家間の国際関係）1つ以上を学ぶ必要があるとされ、そのうちイギリス史は全コースの評価の最低40%を占めることとされる。

より具体的には、2023年のOCRのGCSEを事例にすると、英国史からテーマ学習と深掘り学習か

KS1(5-7歳)	KS2(7-11歳)	KS3(11-14歳)	KS4(14-16歳)
<ul style="list-style-type: none"> ・時間の流れに関する一般的な表現を使いながら過去に対する認識を深める。 ・異なる時代の生活様式の類似点と相違点を見分ける。 ・歴史的な出来事の特徴を知り、理解を示すために物語や資料の一部を選んで使いつつ、問いを立てたり答えたりする。 ・過去について知る方法のいくつかを理解し、表現する方法を識別する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イギリス史、地域史、世界史について、時系列に沿った確実な知識と理解を深め、より幅広い学習の量となるようにする。 ・学習する時代間の明確な叙述をする。時代間の関連、対比、傾向に注目し、歴史用語の適切な使用法を習得する。 ・変化、原因、類似点と相違点、意義について、歴史的に適切な問いを立て、工夫する。 ・関連する歴史的情報を選び、整理し、十分な情報をもとについて回答を作成する。 ・過去に関する知識が様々な情報源からどのように構築されているかを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イギリス史、地域史、世界史について、時系列に沿った確実な知識と理解を深め、より幅広い学習の量となるようにする。 ・重要な出来事特定し、関連付け、対比を行い、各時代の時間軸における傾向を分析する。歴史用語や概念をより洗練された方法で使用する。 ・歴史的に妥当な探求を迫り、適切に組み立てられ、証拠に基づいて説明を作成する。 ・様々なタイプの歴史資料が歴史的な主張を行うためどのように厳密に使用されるのかを理解し、過去についての対照的な議論や解釈が、どのように、かつなぜ構築されたかを見極める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域史、イギリス史、世界史における重要な出来事、時代、社会についての知識を深め、理解を深める。 ・自立した学習者として、また批判的に内省的な思考者として成長するために、歴史的探究に取り組む。 ・過去について適切な質問をし、問題を批判的に調査し、 ・歴史的な文脈の中で様々な資料を用いて正当な歴史的な主張をする能力を養う。 ・人物、出来事、発展がなぜ歴史的に重要視されるのか、また、なぜそのような人物、出来事、発展についてさまざまな解釈がなされるのかについて認識する。 ・歴史的な知識や理解をさまざまな方法で整理し、伝え、実証的な結論を導き出すことができる。

ら1種類ずつ、世界史から時代学習と深掘り学習から1種類ずつにくわえ、さらに「身近な歴史(History around us)」のカテゴリーから1つ出題があり、計5問を論述にて回答しなければならないことが見える³⁷。なお、GCSE(及びAレベル)における歴史の試験は、出題に対し論述式で回答するものであり³⁸、試験においても知識量ではなく思考力が評価されることになる。

なお、イングランドのナショナル・カリキュラムは、フレームワークとしての性格が強く、カリキュラムの具体化・決定は教師及び学校側にゆだねられており、日本の学習指導要領における、教育委員会による実施状況の確認（授業案の提出等）等のような体制はない。また、使用される教科書についても、国によって指定されるものはない³⁹。

1.3 教育における課題

前項で触れたとおり、イングランドの公立学校ではKSの修了ごとに全国統一試験が実施される。中核科目の達成度が各学校の評価基準として扱われ、その結果が「リーグ・テーブル」の形で学校を単位としたランキングが公表される⁴⁰。よりよい教育を受けさせたい親にとっては、子どもをどの学校に通わせるかの判断基準となり、現場の教員にとっては大きなプレッシャーとなっている。児童・生徒にとっても、教育の幅を広げるよりも、学校が良く見えるような科目や選択肢を学ばせることにつながっているという指摘もある⁴¹。

イギリスの教育現場における大きな課題に、深刻な教員不足がある⁴²。教員による労働環境の改善や現場への教員増員等を求める切実な状況から、教員組合等によるストライキが起きており⁴³、直近の政府発表でも2,300人の欠員があり、2年前の1,098人から倍以上に拡大している⁴⁴。特に歴史教員については、「人文学 (Humanities)」の枠組みに位置づけられることから、KS3までの歴史は専門教員ではなく人文学系の教科を幅広く教えることのできる教員によりカバーされる傾向にあったところ、2010年のEBacc導入にあたり、「歴史」の必須科目化が進む中で、GCSE (KS4) レベルの歴史を専門に教える教師が不足する状況が懸念された⁴⁵。

さらに、教員のなり手も不足している。イングランドで教員になるためには様々なルートがあるが、公立学校の教員になるためには、GCSEで英語（国語）と数学の必要なグレードを取得したうえで、資格取得にあたって必要なスキルと経験にかかる要件を満たし（大学の教育学部（3年）で学士の資格を取ったのちに、教員養成コースをとるか、或いは教育学修士をとるかのいずれかが一般的なルート）、教員免許（Qualified Teacher Status、通称QTS）の試験に合格している必要がある⁴⁶。このような、通常の大学教育＋1年に費やす時間とコストが求められることが、志望者の減少につながっているという指摘もある⁴⁷。2023-24年度に必要とされる新規採用枠も、政府目標の半数に満たない状況があるという⁴⁸。

以上、TNAにおける学習機能が、どのような社会的要請のもとで蓄積、開発されてきたかを見るため、イギリス（イングランド）の教育制度と、歴史科目の位置づけや、教育現場における課題を概観した。そこには、証拠としての歴史資料の取扱いやその読解、そしてそれらに基づく論点の整理力を含めた専門性の高い深い学びが求められる学習方式の一方で、教員不足等のイングランドにおける教育環境が背景にある。こうした社会的状況の下、TNAによる様々な教員や生徒・学生への支援の事業が展開されていることに注意を払いながら、以下、TNAの取組を見ていく。

2. TNAによる学習機能の概要

TNAは、1838年に設立された、イギリス政府とイングランド及びウェールズ政府の政府記録、並び

に司法記録の移管を受ける国立のアーカイブズ機関である。2003年にイギリス公記録館 (Public Records Office、PRO) と王立手稿史料委員会(Historical Manuscript Committee、HMC)が統合し、現在の組織となっている。

TNAでは、同館のwebサイト上に「Education (教育)」とカテゴライズされた専用ページが設けられ、そこから教員向け、生徒向けといった多様な教育コンテンツが提供されている。同館によるこうした各種教材等の提供がいつごろ開始されたかは公開されているリソースには明示されていないが、PROとHMCが統合して間もないころの年次報告をみると、「Learning Curve」と呼ばれるデジタル教材が提供されていたことが見える⁴⁹。このデジタル教材は、後述するように、現在も「トピックページ (Focused topics)」と名を変えて教材として活用されている。このうち、最も古いものが2000年に作成された「Victorian Britain⁵⁰」であることから、PROの頃から教育サービスの開発に取り組んでいたことがわかり⁵¹、よって同館は少なくとも20年以上にわたるこの分野の経験の蓄積を持っているものと考えられる。

本章では、TNAの学習機能を、組織における位置づけと教員向け及び生徒向けの取組の順に見ていきたい。

2.1 TNAにおける取組の位置づけ

本節では、TNAにおいて、教育サービスの実施を促進する法的根拠や戦略等を確認する。

まず、TNAの組織としての活動を規定する法律に、公記録法 (Public Records Act 1958) がある。管見の限り、教育活動に特に言及する条項はなく、強いて言えば、同館による活動は、同法第4条第4項に見える、「公記録館長は、公記録館の機能を維持するために必要又は適切と思われるあらゆることを行う権限を有する⁵²」に含まれる活動と言える。

続いて、同館による戦略計画 (Strategic Plan) を見ると、TNAでは4年に一度、戦略目標を発表しており⁵³、現行のものは、2023年8月に策定された「優先課題2023-2027⁵⁴」となる。2020年の新型コロナウイルス感染症拡大による世界的なパンデミックを経て様々な課題を克服してきた成果を踏まえ、「戦略ビジョンへのコミットメントを再確認する」ため発表されたもので、これにおいてTNAは「1. 所蔵資料の価値を構築する」「2. つながりを通じて価値を創造する」「3. 保存管理 (Custodianship) を通じて価値を維持する」の3つの主要分野 (Key area) を打ち立てた⁵⁵。

このうち、「2. つながりを通じて価値を創造する」において、

これからの4年間で、私たちは、対面、オンラインを通じて、またとりわけ重要なこととして、あらゆるレベルの教育、研究、学術活動を通じて、人々と所蔵資料とを結びつける能力を、さらに発展させていきます。

としたうえで、主な成果として「学習プログラム (learning programme、この場合、ワークショップや後述するスタディ・デイ、Archives experienceといった体験型プログラムなど、様々な取り組みを含むもの)への参加者の倍増をはじめ、年間1万人の学生を対象とした新規地域学習プログラムの構築の実施や、「学校とのつながりを拡大し、授業やオンライン・セッションのほか、教師向けのオンライン・リソースを通して、すでに330万人に対し実施しているつながりを前年比10%増加させる」との目標を設定している⁵⁶。

育及びアウトリーチ・チーム (Education and Outreach Team) であり、広報を担当する部局内に位置づけられていると考えられる (図1参照)⁵⁷。

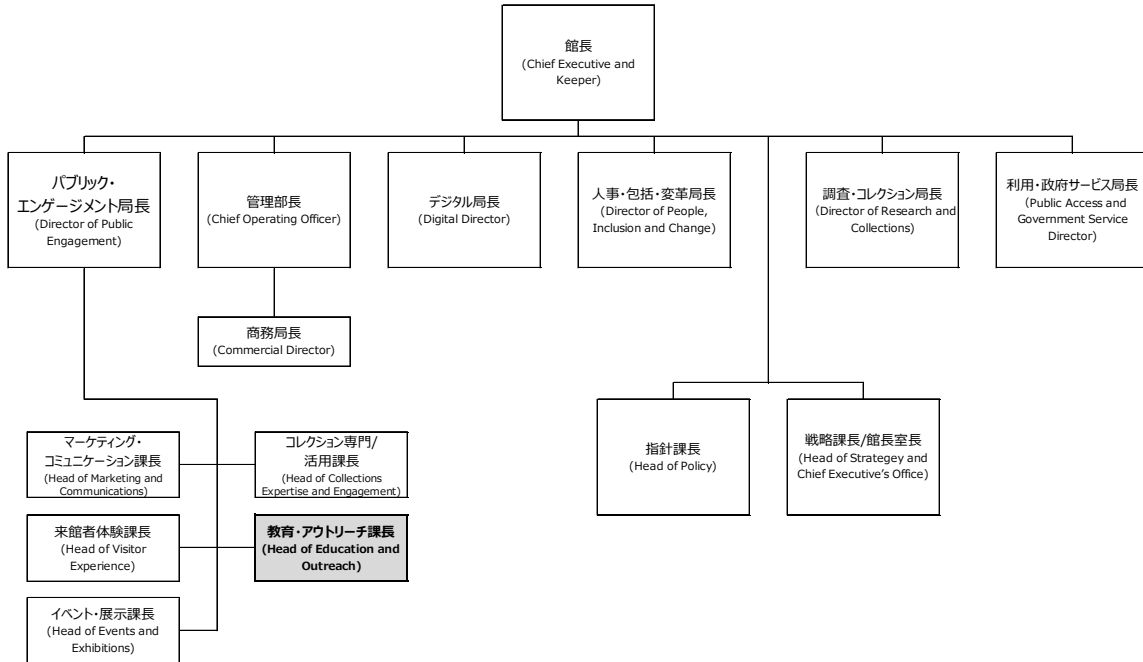


図1 : TNA組織図。パブリック・エンゲージメント局のみ詳述

2.2 提供される学習機能の概要

TNAの教育 (Education) のサイトでは、「教員向け (For teachers)⁵⁸」、「生徒向け (For students)⁵⁹」、「アウトリーチ (Outreach)⁶⁰」、「家族向け (Families)⁶¹」の4カテゴリーのサービスが紹介される。これを図式化すると、概ね図2のようにまとめることができる。本節では以下、「教員向け」と「生徒向け」に絞って、実施される事業の内容を見ていく。

2.2.1 教員向け支援事業

まず、教員向け支援事業である。これは、TNAが提供する教育サービスのうち、最も多くのコンテンツが含まれているものになる。教員向けの取組は、大きく代替授業、教材提供、能力開発プログラム (教員向け研修) の3つに分けることができる。

2.2.1.1 代替授業

TNAの職員が、教員に代わって、授業の一環として提供するタイプの取組で、ワークショップとスタディ・デイ (Student Study Day) がある。

(1) ワークショップ⁶² :

TNAで実施される、対面とオンラインによって実施されるタイプがある。特別な支援が必要な生徒や障がい者 (SEND, Special Educational Needs and Disability) 向けのものも準備されている。

2023年10月末時点で提供されているワークショップは全37種類である。対面の場合はTNAの学習ル

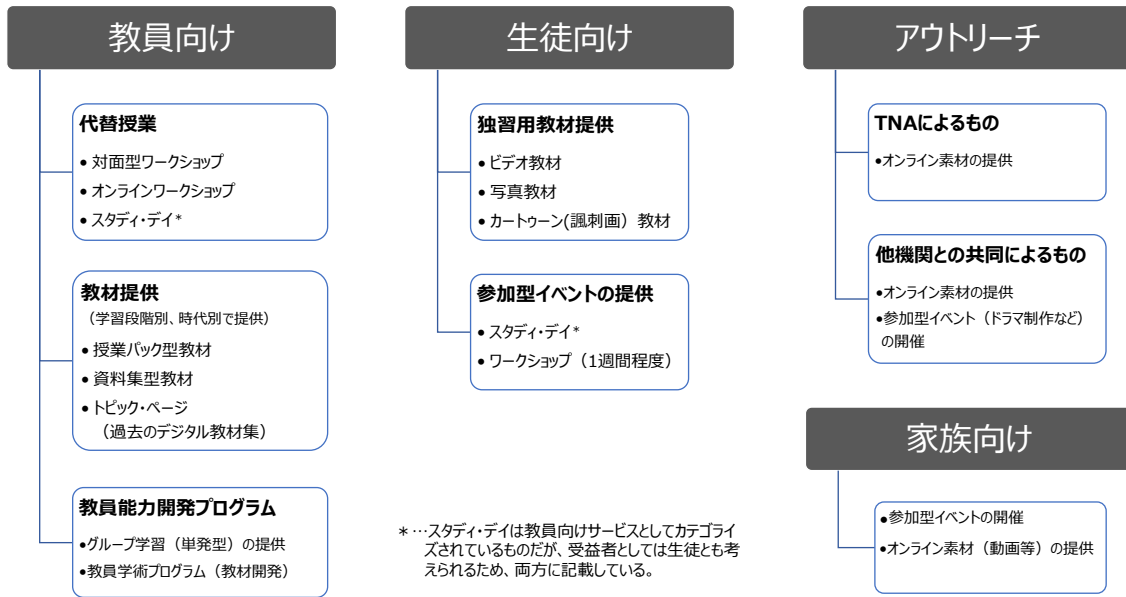


図2 TNAが提供する教育サービスの枠組み

ームにて、電子機器 (SMARTBoard、iPad等) 設備が整備された環境で実施、オンラインはZoomを使用して行われている⁶³。

(2) スタディ・デイ⁶⁴ :

テーマに沿って、歴史家による講演や再現俳優による寸劇などを交え様々なアクティビティを行い、歴史を体験するものである。スタディ・デイを通じて作成された成果物が、教材として提供されることもある。例えば、2022年に実施された「1920年代の街並み (20s Streets)」は、1921年の国勢調査記録 (census) の公開を機に4つの地方自治体⁶⁵の公文書館・小学校と連携して実施されたプロジェクトであるが、KS 2の生徒を対象に、国勢調査記録や古写真を使用し、100年前の地域の通りや人々の生活を探索した取組だった。この時に使用された資料・教材と参加した生徒らが作成した成果物が、TNAのwebサイトから提供されている⁶⁶。

2.2.1.2 教材提供

所蔵資料を使った授業パックや資料集型の教材を提供するものである。これについては次章で詳述する。

2.2.1.3 能力開発プログラム

教員がTNA所蔵資料を使った授業を行うにあたっての研修を行うもので、主に以下の2種類がある。

(1) INSETセッション⁶⁷ :

In-service trainingセッションを略称したもので、教員が数名のグループ単位で申し込みでき、希望する時代・テーマに関するセッションを、参加者が希望する時間帯に実施するものとなっている。館の業務説明/バックヤードツアー/TNAの教育サービスの説明/希望する時代・テーマに関する

セッション(ワークショップ形式)が1パッケージとして実施される。

(2) 教員学術プログラム (Teacher Scholar Programme) ⁶⁸ :

大学などの高等教育機関とTNAによる共同プロジェクトの成果を利用して、教員が教材開発を行うものである。2022年に実施された、レスター大学歴史学部とTNAとの共同による「In Their Own Writeプロジェクト」を基にして実施された「Voices of the Victorian Poor」(第3章にて詳述)があり、また現在(2023-24)、エクセター大学との「修道院解散を探索する: チェルシー修道院を事例に⁶⁹」プロジェクトを基にした教材開発プログラムも実施されている。

これ以外にも、TNAは歴史協会が提供する継続的能力開発コース (Continuing Professional Development) に協力している⁷⁰。

なお、以下は、PROとHMCが統合してからの年次報告書に見える、同館が提供する教育プログラムに参加した生徒数の推移を、参考までに表にしたものである⁷¹。TNAの教育チームに聞き取りを行ったところ⁷²では、2022-23年度に同館が実施したワークショップに参加した生徒は19,756名(対面、オンライン含む)にのぼり、そのうち85%が公立学校、15%が独立学校からの参加であったという。

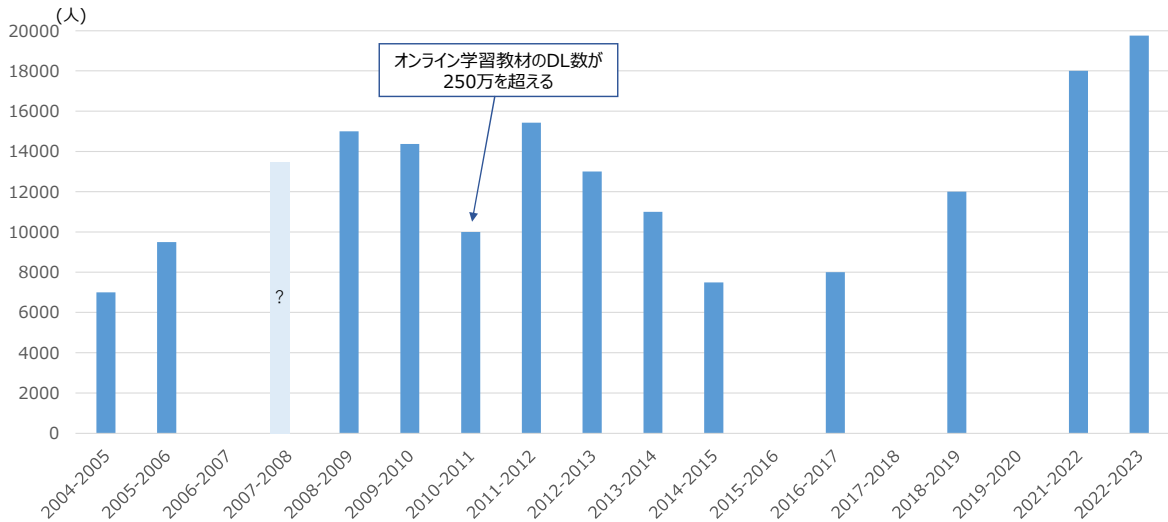


表4 TNA提供のワークショップに参加した生徒数の推移(対面/オンライン含む)

参照: TNA Annual Reports and Resource Accounts 2004-2005~同2021-2022より集計。2022-23はTNA職員への聞き取りによる。

2.2.2 生徒向け学習支援事業

TNAが生徒向けに提供しているコンテンツは、主に独習型教材の提供とTNAにおいて実施される参加型イベント⁷³である。

2.2.2.1 独習型教材

独習型教材の提供については、(1)ビデオ教材、(2)写真教材、(3)カートゥーン(諷刺画)教材に分類できる。

(1) ビデオ教材

ビデオ教材には、「Spotlight on」と「History Hook」の2種類のシリーズがある⁷⁴。

前者は、KS3~5の歴史カリキュラムに関連する所蔵資料について、TNAの専門職員により解説される10分前後の動画で、これら動画をもとに生徒が独習できるよう、①紹介される資料についての

設問、②紹介された所蔵資料の画像と書き起こし、③動画で専門職員が話した内容のスク립ト、の3つをセットにして提供されるものである（2023年10月末時点で11件）。

後者は、同様に、所蔵資料の一部を紹介する動画で、動画とともに、テーマを同一にする「授業用教材」（教員向けページにて紹介されるもの）とリンクさせてあるものである（2023年10月末時点で13件）。History Hookは、後述する教員向けページで提供する授業パック型教材において、授業の導入部分に使用⁷⁵されているものを、生徒向けとしても提供しているものと言える。

（2）写真教材⁷⁶

KS 3-5を対象に提供されるコンテンツであり、TNAが所蔵する800万枚にのぼる写真⁷⁷から、写真資料をどのように読み取り、歴史資料として扱うかを学ぶためのもので、ナショナル・カリキュラムにおける、「歴史的な一次資料を扱うこと」に基づくコンテンツと位置づけられている。写真資料の使い方や解釈の仕方についての解説ページがあり、それぞれ写真と、写真資料を読み取る際の視点、設問をセットにしたコンテンツが、2023年10月末現在で以下の3点提供される。

タイトル	概要
What can a photograph tell us? ⁷⁸ (写真は何を伝えるか)	産業革命期のイングランド北西部の鉱山で働く「Pit blow women」と呼ばれた炭坑で働く女性たちの写真等を使い、写真資料の取扱いや解釈を学ぶ。
How captions change meanings? ⁷⁹ (キャプションで写真の意味がどう変わるか)	1901年撮影の国立南極探検隊のメンバー3人の写真をもとに、視覚資料はキャプションがなければ「文脈」が失われてしまう課題を考えるもの。
Faking reality: the South African War ⁸⁰ (現実の偽造: ボーア戦争)	ボーア戦争(1899-1902)中にとられた兵士が銃を構える写真に対し、演出して取られたかどうか、それはなぜかを問い、演出写真にも当時を読み取る資料としての価値があることを学ぶもの。

（3）カートゥーン（諷刺画）教材⁸¹

写真教材と同様に、KS 3-5を対象に提供される「一次資料を扱う」ためのコンテンツである。新聞に日々掲載される政治的な諷刺画を使って、時代背景や書かれた意図、当該事件や人物に係る社会的・歴史的背景が学べるよう意図されたコンテンツとなっている。教材としてのコアとなる諷刺画に、簡単な時代背景と資料の読み取り方、設問をセットにしており、「導入 (Introduction)」ページと諷刺画についての歴史を学ぶページや、諷刺画の扱い方を解説する動画ページ等の他に、現時点で2点が提供されている。

タイトル	概要
Starter 1: Queen Caroline ⁸² (キャロライン女王)	1820年に起きたブランズウィック家のキャロラインとジョージ4世の離婚について、「世論」と題された諷刺画。家臣たちがジョージ4世に重みを付けようとしても、キャロラインの方が重く描かれ、民意はキャロラインにあったことを示すもの。
Starter 2: Cartoons and their captions ⁸³ (諷刺画とキャプション)	キャプションは視点やオチを付けるために諷刺画にしばしば付されるもので、写真と同様に、キャプションが変われば意味が変わりうることを学ぶもの。

2.2.2.2 参加型イベント

参加型イベント (Archive experiences) は、TNAにおける夏休み等を利用した1週間程度の歴史プログラムである。募集数はそのほとんどが10名前後であり、まずはTNA職員の指導の下に所蔵資料

を学び閲覧したうえで、動画や文芸作品の創作等に取り組む活動を行う。参加した生徒らがこうして作成した成果物が、TNAのwebサイトより教材として提供される場合もある。過去に実施されたイベントの一覧は表5のとおりである。

実施年	実施日	タイトル	概要
2022	7/25-29	アーカイブズにあるLGBTQ+の歴史 (LGBTQ+ history in the archives)	参加した生徒が、18世紀から20世紀にかけてのLGBTQ+の歴史に係る所蔵資料を使用し、映画製作者のナイジェル・ケラウェイの映画製作チームと協力して短編映画を製作。
2022	7/5, 7, 8, 13	声を上げる、声に出す (Speaking up, speaking out)	女性を自認する若者(16~19歳)4名を募集、4人の認知症の高齢者と一緒に、第一次世界大戦中に怪我や障害を負った看護師に関する記録文書を探索するもの。
2021	10月	所蔵資料をつかまえろ!アート・コンテスト (Capturing our Collections Art Competition)	手紙、ポスター、写真、新聞、地図、など、所蔵文書からインスピレーションを得て、「公平」「自由」「帰属」をテーマとしたアートコンテスト。120点が応募。賞金あり。
2021	7/26-30	記録に見える反乱 (Rablers in the records)	16歳~19歳の若者を対象に、「記録の中の反逆者」をテーマに、変化を求めて運動をした人々/グループの物語を所蔵資料を使った短編映画にするもの。映画製作者ナイジェル・ケラウェイ協力。6人が参加。
2021	8/2-6	船乗りたちのものがたり (Seafares' Stories)	16歳~19歳を対象。1920~30年代にかけ商船でイギリスに渡ったベンガル地方ミルプール出身の船員たちの史料を使用し、高名なイラストレーターであるSerena Kattの協力のもと、グラフィック・ストーリーを作成。5人が参加。
2021	春学期	実習期間の劇作家 (Student writer in residence)	館で実習をしたCentral School of Speech and Dramaの2人の学生による、所蔵資料を使用し脚本を制作。19世紀の救貧院やカート・ストリート事件を扱ったもの。使用した資料、所蔵資料への考察資料などが公開。
2020	7/27-31	感染症発生から記録へ (From outbreak to archive)	16歳~19歳の若者が対象。歴史上の病気や伝染病について、当局の対応などの記録資料を使い、短編アニメーション映画を製作するもの。15人が参加。
2020	春	救貧院の声: 創作コンテスト (Workhouse Voices: Creative Writing Competition)	「Workhouse Voices」と題したテーマ別の史料集発刊を記念し、資料集に掲載された資料からインスピレーションを得た450語以内の短編小説をKS2-4を対象に募集、350点の応募があった。賞金あり。
2019	7/29-8/2	記録に見るメンタル・ヘルス (Mental Health on Record)	16歳~19歳を対象。メンタルヘルスをテーマにした所蔵資料を使用し、短編アニメーション映画を製作するもの。映画製作者ナイジェル・ケラウェイ協力。10人が参加。
2018	秋学期	ウスター大学グラフィックデザイン (Univeristy of Worcester Graphic Design)	秋学期、ウスター大学のグラフィックデザイン学科の学生が参加。子ども向けブックデザインモジュールの一環として、TNAに來館した家族連れの見客が使用できる地図コレクション用のブックレットを制作。
2018	7/30-8/3	歴史を抱いて (Holding History)	16歳~19歳を対象。過去1000年の歴史から重要な出来事に関する資料を使って、歴史の発展や公文書館の役割などを描く短編映画を製作するプロジェクト。映画製作者のナイジェル・ケラウェイ協力。14人が参加。
2018	7/23-27	戦争を書く、平和を書く (Writing War, Writing Peace)	作家のMelvin Burgessと一緒に、第一次世界大戦中の看護師に関わる資料を探索し、創作活動を行うもの。6人が参加。
2018	8/13-18	休戦とレガシー (Armistice and Legacy)	第一次世界大戦の数々の100周年を記念したイベント。Aレベルおよび大学入学前の学生を対象。所蔵資料から、第一次世界大戦の出来事と兵士や市民に与えた影響を検証したうえで、グラフィックアートを製作するもの。9人が参加。
2017	8/7-11	信心、略奪、抗議 (Piety, plunder and protest)	宗教改革500周年を記念し、参加した学生に、ヘンリー8世時代の修道院解散を扱う資料を探索、解釈させ、グラフィックアート、ストーリーボード、脚本編集などの形でまとめるもの。
2017	7/31-8/4	参政権運動ものがたり (Suffrage Tales)	16歳~19歳を対象。「国民代表法」100周年記念式典にむけて、参加者は「参政権」をテーマに、所蔵資料を探索、短編アニメーション映画を作成するもの。映画製作者のナイジェル・ケラウェイ協力。14人が参加。
2016	記載なし	ソムの戦い (Somme Tales)	第一次世界大戦100周年を記念するイベントの一環として、16歳~19歳の学生グループがソムの戦いを体験した人々の物語を伝えるストップモーションアニメーションフィルムを制作したものの。

表5 過去の Archives experiences で実施された各種プロジェクト

3. 授業用教材集の分析

3.1 提供される教材の概要

本章では、第2章でみた教員向けの各種取組のうち、所蔵資料を使った教材提供にかかる事業を詳細に見ていく。

TNAが提供する各種教材は、KS1からKS5にわたり、ナショナル・カリキュラムをカバーすることを目指し作成されている。また、「探求に基づくアプローチ (enquiry-based approach)」がとられ

ており、「意図的な答え」を用意せず、生徒が「証拠の概念と知識の限界」について理解を深められるような構成で作成されている、とする⁸⁴。提供される教材は2023年9月末時点で321件ののぼり、「時代別」「KS別」「教材タイプ別」で検索可能となっている。そのほとんどが、歴史の授業を想定した教材であるが、それにとどまらず、PSHE (Personal, Social, and Health Education)や英語(国語)、また英語を外国語として学習する生徒のための教材としても活用できるとしている⁸⁵。

提供される教材の種類は大別して、「授業用教材 (Classroom resources)」とされる「授業パック型教材(Lessons)」、「資料集型教材 (Themed Collection)」、「トピックページ (Focused Topic)」⁸⁶のほか、動画集 (Videos)、そして「TNA職員によるセッション (Sessions we teach)」がある。これら各教材の件数をタイプ別に整理したのが表6となる。

ここからは、「授業用教材」のうち、実際の授業での使用を想定して作成されていると思われる「授業パック型教材 (Lessons)」⁸⁷と「資料集型教材 (Themed Collection)」⁸⁸の2種類の教材を精査していく。まず、それぞれは、以下のような教材である。

① 授業パック型教材 (Lessons)

教員が歴史上の出来事を授業で使用できるよう、数点の所蔵資料と考察のための「課題(task)」で構成されパッケージ化されたもの。課題(使用する資料とその書き起こし、当該資料を理解するための複数の問いで構成)、背景情報、教員のための注釈、使用される資料の出典、より深い理解に役立つ外部資料へのリンクに係る情報でまとめられる。授業のテーマ全体にかかわる問いや考える学習活動も提案されるほか、補足情報としてナショナル・カリキュラムとの関連も付される。最も多く提供されているタイプの教材である。

② 資料集型教材 (Themed collection)

特定の歴史上の事件等について10~50点の資料(及びその書き起こし)をセットにしたもので、教員や生徒がこれら原資料を使って独自の探求や問いを立てられるようにしたもの。まれに①授業パック型教材のような「課題」が掲載されるものもあるが、ほとんどは資料と、著名な歴史作家や歴史研究者の導入文(Introduction)で構成される。

TNAによる教材においては、「授業で原資料を使うことの意味」は、「資料そのものに目を向ける」ことにより、歴史的な思考が身につくためと説明する⁸⁹。資料の種類(写真や絵、手紙、報告書等)や誰のための資料でいつ作られたのか、といった「情報源の性質」を問うことにより、自分なりの結論を導き出せるようになるとする。さらに、重要な人物や出来事について、複数の資料を見ることの価値を示し、資料そのものを評価するためには、資料を比較する機会を提供することが重要としている⁹⁰。

以上のような「授業パック型」及び「資料集型」教材について、まずは学習段階や扱う時代の分布、使用される所蔵資料の種類等を確認するため、その分布の定量調査を行った。

「授業パック型」及び「資料集型」に分類されている教材について、まず、KS別の分布をみたものが、表7「学習段階別に提供される教材

提供される教材の種類	件数
教材集	
授業用教材(Lessons)	156
トピックページ(Focused Topic)	54
資料集型教材(Themed Collection)	46
TNA職員によるワークショップ(オンライン含む)	37
その他、動画など	32

表6 TNAが提供する教材とそれぞれの件数

数」である。各教材は、特定の学習段階を対象とするものもあれば、KS 1 からKS 3 を対象とするなど、複数のKSを対象とする場合がある。そのため、参考までに各KSに特化した教材の数 (①) を示しつつも、1つの教材であっても複数のKSを対象とする教材はそれぞれでカウントしたもの (②) と、②が全教材に占める割合を一覧の形で整理している。これより、KS 3 を対象とする教材が最も多く、KS 3 の生徒はTNAが提供する教材の6割近くを利活用できることがわかる。次いでKS 4 も同様に5割をこえており、KS 2 は4割程度となる。

学習段階	①各KSに特化した教材の数	②各KSで使用可能な教材の総数	②が全教材数に占める割合
KS 1 (5-7歳)	3	44	14%
KS 2 (7-11歳)	35	134	41%
KS 3 (11-14歳)	8	193	59%
KS 4 (14-16歳)	10	181	56%
KS 5 (16-18歳)	13	115	35%

表7 各学習段階 (KS) に提供される教材数

続いて、教材が扱う時代区分の分布を一覧にしたものが「表8-1 各時代区分で提供される教材数」となる。時代区分は、TNAが教材提供にあたって行っている区分をそのまま使用している。時代区分には、まず「中世 (974-1485)」と「近世 (1485-1750)」がある。中世と近世を分ける1485年はイギリスにおける絶対王政期とされるテューダー朝のはじまり (ヘンリー7世の即位) である⁹¹。さらに、産業革命の開始のおおよその時期である1750年以降の100年間を「帝国と産業 (Empire and Industry, 1750-1850)」、ヴィクトリア女王 (在位1837-1901) の在位中で、大英帝国の繁栄が絶頂期を迎えたとされるヴィクトリア中期 (1850~1870年代) からヴィクトリア女王が亡くなるまでを「ヴィクトリア時代 (Victorians, 1850-1901)」、以後、第一次大戦終結までを「20世紀初頭 (Early 20th century, 1901-1918)」、第二次世界大戦が勃発するまでを「戦間期 (Interwar, 1918-1939)」、その後「第二次世界大戦 (1939-1945)」をはさみ、1945年から現代までを「戦後 (1945-)」とする⁹²。

時代区分	①一時代のみ扱う教材	②当該時代を含む教材	②の全教材に占める割合
中世 Medieval 974-1485	22	29	8%
近世 Early Modern 1485-1750	41	62	18%
帝国と産業 Empire and industry 1750-1850	22	56	16%
ヴィクトリア時代 Victorians 1850-1901	32	67	19%
20世紀初頭 Earth 20th century 1901-1918	28	47	13%
戦間期 Interwar 1918-1939	16	24	7%
第二次世界大戦 2nd World War 1939-1945	24	40	11%
戦後 Postwar 1945-現代	21	28	8%
4つ以上の時代区分にわたるもの	-	28	-

表8-1 各時代区分で提供される教材数

表7の学習段階別と同様に、扱う時代についても、一つの時代区分を対象とする教材だけでなく、複数の時代区分にまたがる内容を持つものも多い。そのため、表8-1では、一時代のみ扱う教材

の数を参考までに示す(①)と共に、扱われる時代それぞれでカウントしたもの(②)と、②が全教材に占める割合を整理した。

また、表8-1の、②各教材で扱われる時代の全教材にしめる割合を円グラフで視覚化して示したものが表8-2である。これより、ヴィクトリア時代を扱う教材が最も多く、また大英帝国の興隆から繁栄期である「帝国と産業」～「ヴィクトリア時代」を扱うものが全体の3分の1を占めることが見てとれる。さらに、第一次世界大戦から第二次世界大戦までの「20世紀初頭」～「第二次世界大戦」の約45年間を扱うものでも全体のおよそ3分の1を占めている。

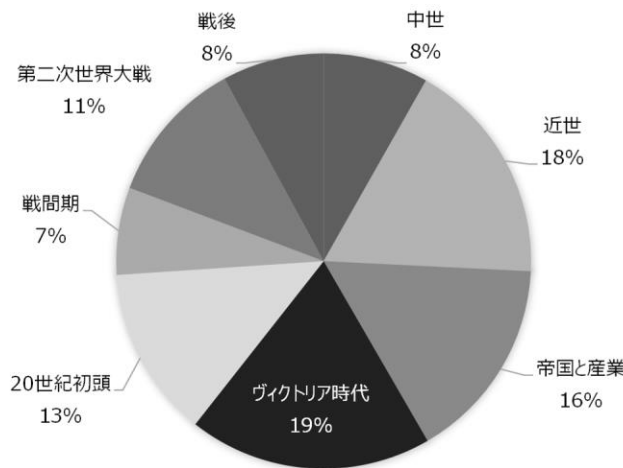


表8-2 各時代区分で提供される教材数(円グラフ)

表8では、「授業パック型」と「資料集型」をあわせた教材全体の傾向をみたが、それぞれのKSに対して提供される教材における扱う時代の分布を確認したものが、「表9 各学習段階の教材が扱う時代の分布」である。KS1では、近世を扱うものが最も多く、中世からヴィクトリア時代までで全体の8割を占める。一方で、第一次大戦期を扱う20世紀初頭の教材はいくつか見られるものの、第二次大戦を扱うものはない。これがKS2になると、ヴィクトリア時代までの教材は7割となり、大戦期を扱う教材も出てくる。KS3以降になると、ヴィクトリア時代までの教材とそれ以後の時代を扱うものが同程度となり、扱われる時代の分布がより均等に提供されていることがわかる。KS5までくると、学習にあたってはより複雑な理解が必要とされる「戦後」を扱う教材の割合が増えることが特徴と言える。

さて、TNAは、前述のとおり、授業で原本資料を使うことの意味として、「複数の資料を見ることの価値」を示し、さらに「資料を比較する機会を提供する」ことが重要としている。よって、次に、一授業において紹介される資料の点数の程度を見てみたい。「資料集型」教材は、10～50点から生徒や教員が選べるようにした、もとより掲載される資料数の多いものであることから、ここでは「授業パック型」教材に限って確認する。KS別に提供される「授業パック型」教材の件数と、一教材で使用される資料数の平均を示したものが、「表10 1件の授業パック型教材で紹介される資料の点数」である。KS1～4ではおよそ4～5点で、KS5のみ10点以上となる。KS1～4では平均すると大き

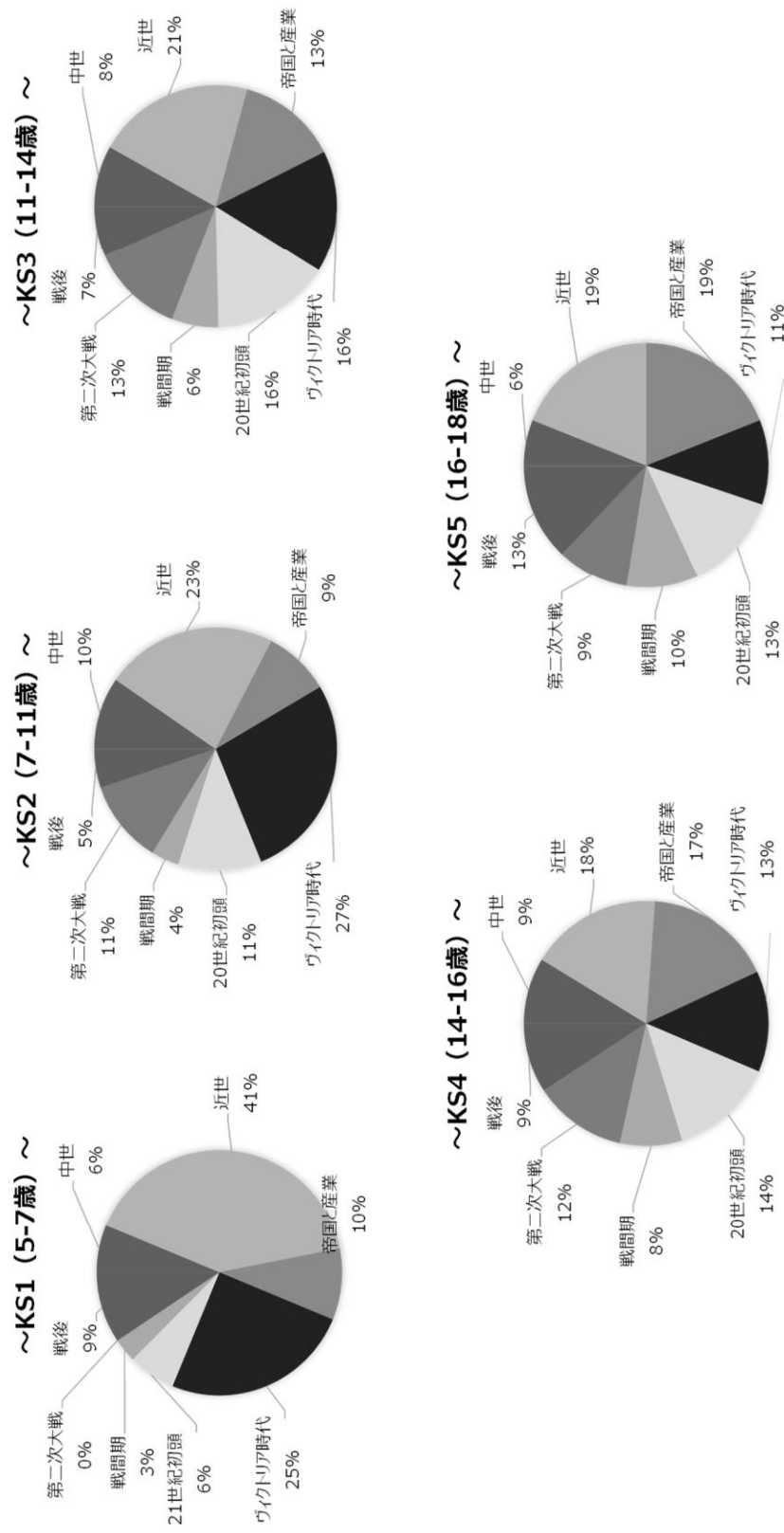


表9 各学習段階の教材が扱う時代の分布

な差はないが、学習段階が進むほど一度の授業において取り扱う資料数は増える傾向にある。なお、使用される資料は多くの場合でTNA所蔵資料を使用したものとなっているが、扱うトピックによっては外部機関（大英図書館(British Library)や帝国戦争博物館(Imperial War Museum)など。なかにはWiki Commonsなどもあり）の資料によって補完している教材も散見される。

	KS1	KS2	KS3	KS4	KS5	合計
授業パック型教材件数*	27件	59件	89件	81件	31件	-
使用資料数の平均	4.70点	5.28点	5.32点	5.41点	14.16点	6.97点

*件数は、KSをまたぐ教材はそれぞれでカウントされている。

表10 1件の授業用教材で紹介される資料の点数（学習段階別）

さらに、各授業で紹介される資料につき、KSごとに、写真や地図、絵画、動画など視覚にうったえる資料が使用される割合を、「授業パック型」と「資料集型」それぞれで整理したのが「表11 1件の授業パック型教材で使用される画像等資料の割合」である。

KS1-2、KS1-3等の表記は、複数のKSをまたいで対象とされている教材を意味する。一方で、KS1及び3やKS3及び5を対象とするような、間の段階が飛ばされている教材は、煩雑となるため、本表には加えなかった。学習段階ごとに「計」とあるのは、授業用教材と資料集型教材を集計したものである。

表11より、(KS3とKS4で逆転はあるが) おおよそ、学習段階が進むごとに、文字資料を中心とした資料が扱われ、視覚に訴える資料を使用する数は減少傾向にあることがわかる。

以上、ここまでは授業パック型教材と資料集型教材を中心に定量調査を行った結果を示した。TNAが提供する教材においては、KS3及びKS4が使用できる教材が最も多くそろっており、またそれらの教材が扱う時代はまんべんなく提供が行われているものの、近世からヴィクトリア時代にかけてを扱う教材が多いことがわかった。また、一授業当たりで使用が想定されている資料の数は、平均すると5点程度であり、KSが上がるごとに分量が増えるとともに、地図や写真など視覚に訴える資料から、文字を中心とした資料が使用されるようになることもわかった。

3.3 授業パック型教材の分析

本節では、授業パック型教材につき、内容面の分析を行っていく。教材は、1834年の「(新) 救貧法 (Poor Law)」を扱うものを取り上げる。これを選んだ理由は、まず、救貧法にかかわる教材がKS1からKS5までそろっており、ある特定の歴史的イベントについて、学習段階に応じてどのような学習にかかるアプローチがとられているかを確認できるためである。社会福祉や貧困など現代にもつながる課題を扱うテーマであり、またこれら「救貧法」に関わる教材のほとんどが、1834年から1900年までの救貧法にかかわる地方政府委員会による、救貧法組合や他の自治体との往復書簡をまとめた旧保健省からの移管文書⁹³「MH12」シリーズと称される資料群で、同じ資料群を基に作成されているという特徴がある。

これには、2022年にレスター大学歴史学部とTNAとの共同で実施された「In Their Own Writeプロジェクト」が深く関係する。同プロジェクトでは、19世紀のイングランドとウェールズにおける貧困者の状況を明らかにするため、MH12シリーズに含まれる7,000通に及ぶ書簡のデジタル化と書き

		授業パック型		資料集型	
		数	画像等資料が占める割合	数	画像等資料が占める割合
KS1	KS1	1	100%	-	-
	KS1-2	5	78.80%	3	65.30%
	KS1-3	14	58.30%	-	-
	KS1-4	3	0%	-	-
	KS1-5	1	33%	-	-
	計	39	56%		
KS2	KS2	7	35.40%	-	-
	KS2-3	13	56%	2	87%
	KS2-4	11	16.80%	-	-
	KS2-5	1	60%		
	計	40	51%		
KS3	KS3	5	29.80%	-	-
	KS3-4	27	27.59%	3	7.30%
	KS3-5	6	24.80%	9	13.80%
	計	50	20.66%		
KS4	KS4	7	22.85%	1	25%
	KS4-5	10	25.40%	19	23.50%
	計	37	24.19%		
KS5	KS5	7	10.40%	1	5%
	計	8	7.70%		
合計		174	31.9%	38	32%
総計					32.2%

表11 1件の授業パック型教材で使用される画像等資料の割合

起こしが行われた⁹⁴。このプロジェクトの成果に基づき実施されたのが、「2.2.1.3. 能力開発プログラム」でのべた、教員学術プログラム「ヴィクトリア時代の貧困者の声 (Voices of the Victorian Poor)」である。本節で分析の対象とする教材は、1点をのぞきこのプログラムの成果による教材である。

3.3.1 1834年の(新)救貧法 (Poor Law)

本題に入る前に、まずは、英国史における1834年の「新救貧法」について概略しておく。

「救貧法」は、イギリスにおいて、中世の国家や教会によるパターナリズムを脱却して成立した、近代的福祉行政⁹⁵の起源とされるものである。封建制度の崩壊や羊毛産業の興隆による地主階層の第一次困い込みにより大量の貧困者が出現する中で、貧困者を労働能力を持たない「労働不能貧困者」(impotent poor)と、働ける身体を持った「怠惰」な「労働可能貧困者」(the able-bodied poor)に分け、前者を救済対象として救貧院 (poor house) に収容して扶養し、後者はワークハウス

(workhouse) に収監して就労を強制するという最初の救貧法（旧救貧法）が、1601年、エリザベス1世治世の下で制定される⁹⁶。

その後、第二次囲い込みや産業革命の進展のなか、貧困者のさらなる増加とそれに伴う税負担増により救貧法の改定を求める声が高まり、1834年、「(新)救貧法」が成立する。新救貧法では、「労働可能貧困者」に対する一切の金銭的支給をやめ、①保護水準の全国的統一 (Principle of National Uniformity)、②劣等処遇の原則 (Principle of Less-eligibility、貧困者の処遇は、救済を受けない労働者の生活・労働条件を下回るものとする⁹⁷)、③労働可能貧困者の在宅救済を廃止、ワークハウスにおける救済に限ること (workhouse system) の3原則がとられた⁹⁸。救貧行政は中央の救貧局が統括し、各地のワークハウスは、地方の救貧法組合や治安判事を通じて管理された。貧困者は教区ごとに設置されたワークハウスに強制的に収容され、高齢者、子ども、健康な成人男性、成人女性の4つのグループに分離し管理したため、親と子は切り離され⁹⁹、劣悪な環境での生活と労働を強いられた。新救貧法が、「貧困者の救済よりむしろ懲罰を目的」¹⁰⁰としていると非難された所以である。やがて時代とともに貧困は個人の責任よりもむしろ社会構造によって生み出されるとい

	タイトル	KS	形式
1	1834 Poor Law (救貧法1834)	KS1-3	授業パック型
2	★Food Glorious Food (すてきなご馳走)	KS2	授業パック型
3	★Going to School in Workhouse (救貧院で学校に行く)	KS2	授業パック型
4	Workhouse Voices Creative Writing (救貧院の声: 創作文筆活動)	KS2-4	資料集型 (生徒向けサービスであるArchives experienceの一環で、MH12シリーズをもとに生徒たちが文芸小作品を創作したもの)
5	★Have we underestimated the Victorian Poor? (ビクトリア時代の貧困者を見くびっていないだろうか)	KS3	授業パック型
6	★Workhouse Women (救貧院の女性たち)	KS3	授業パック型
7	★Children's Clothing in the Workhouse (救貧院での子供たちの服装)	KS3	授業パック型
8	Workhouse Voices (救貧院の声)	K3, K5	資料集型
9	★Health and the Poor Law (衛生と救貧法)	KS4	授業パック型
10	★A 'right' to relief? (救済を受ける権利?)	KS4, KS5	授業パック型
11	★Punishment in the workhouse - Lesson One (救貧院での罰則 その1)	KS5	授業パック型
12	★Punishment in the workhouse - Lesson Two (救貧院での罰則 その2)	KS5	授業パック型
13	★Protesting against the New Poor Law (「新救貧法」に対する抗議)	KS5	授業パック型

表12 救貧法関係教材一覧

うことが明らかになっていったが、制度は1930年まで廃止されることなく続いた。

3.3.2 教材の分析

TNAが提供する新救貧をテーマとする教材は、「表12 救貧法関係教材一覧」に示すとおりで、このうち、「★」がついた10件が、「ヴィクトリア時代の貧困者の声」プロジェクトで作成された教材である。年齢の低い学習者を対象とする教材では、身近なものから当時の貧困者の状況を考えることができるよう、食事や学校、服装などがテーマとして取り上げられており¹⁰¹ (②③⑦)、KSが高くなるにつれ、貧困者と公衆衛生の課題を扱うもの (⑨)、貧困者の権利を扱うもの (⑩⑬)、ワークハウスにおける懲罰や貧困者の抗議を扱うもの (⑪⑫) などが見える。以下では、①、⑤、⑩をもとに、教材の分析を行う。

3.3.2.1 「1834 Poor Law」¹⁰²

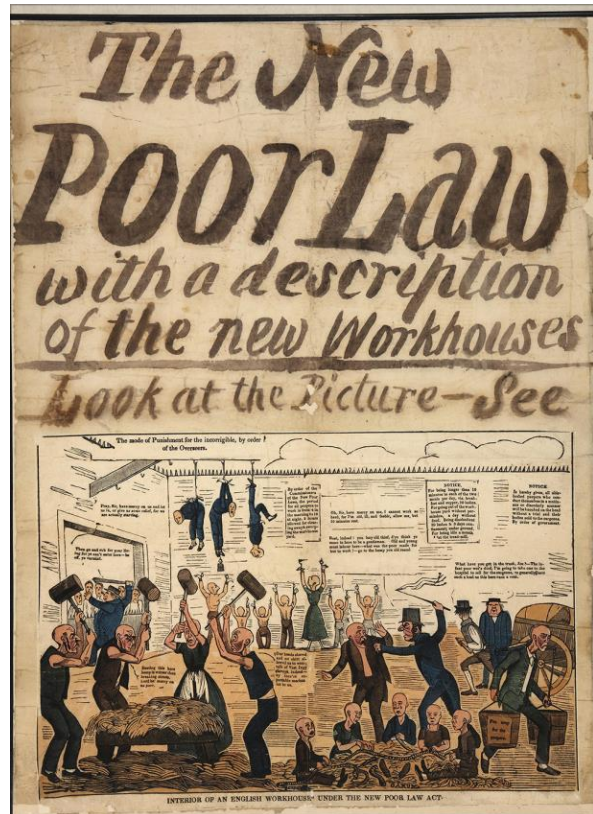
対象となる学習段階	KS 1-KS 3
使用される資料の数	1点のポスターを5つのパートに分割
対応するナショナル・カリキュラム	KS 1: 国家的に重要な、記憶を超えた出来事 KS 2: 社会史の一側面の変化; 英国史における重要な転換点 KS 3: 思想、政治権力、産業、帝国: イギリス、1745-1901年: 政党政治、選挙権の拡大、社会改革。

1837年に作られた、反救貧法のポスター (挿絵1) を使用した教材である。このポスターは新救貧法を象徴するものとして知られる¹⁰³資料で、対象とする学習者の年齢層が低いことを考慮し、視覚的な資料が選ばれているものと思われる。このポスターを5つの部分に分け、それぞれの会話や貧困者の描かれ方などについて、当時の人々の貧困者に対する考え方、ポスターを描いた人の考え方などを読み取らせる設問がある。

例えば課題②では、丸坊主にされた男女が麻をたく労働をしているイラストに付された、「頭をそられてしまい、シャツを着ることも許されない。西インドの奴隷たちによると、やつらはわしらよりも良い生活をしているらしい」とのセリフが書かれている部分について、

・「貧困者たちはどんな仕事をしているでしょうか」

・「貧困者たちは自分たちが西インドの奴隷よりもひどい扱いを受けていると考えていま



挿絵1 The National Archives, HO 44/27/2

すが、この発言が、なぜ当時の人々に衝撃を与えたのでしょうか」
 ・「なぜ貧困者の頭はそられたのだと思いますか」
 という設問がある。

これらポスターから読み取らせる課題に続き、課題6では「このポスターの作者は、新貧困法についてどのように考えているでしょうか」、課題7では「ワークハウスがどのようなものであったかを示す証拠としてこのポスターを使用することの問題点はなんでしょうか」の2つの設問が続く。この2問はKS2の高学年やKS3に対する問いと思われるが、第2章の表3で示した、ナショナル・カリキュラムにおけるKS2の学習目標、「過去に関する知識が様々な情報源からどのように構築されているかを理解する」や、KS3の「歴史資料が歴史的な主張を行うためどのように厳密に使用されているかを理解し、(略) 対照的な議論や解釈が、どのように、かつなぜ構築されたかを見極める」ための学びを提供していると言える。

3.3.2.2 「Have we underestimated the Victorian Poor? 」(ヴィクトリア時代の貧困者を見くびっていないだろうか) ¹⁰⁴

対象となる学習段階	KS 3
使用される資料の数	6点
対応するナショナル・カリキュラム	KS 3: 思想、政治権力、産業、帝国: イギリス、1745-1901年: 政党政治、選挙権の拡大、社会改革。

本稿冒頭にあげた、教員向けの学術プログラム、「ヴィクトリア時代の貧困者の声」の一環で作成された教材である。本教材は、「ワークハウス」について予備知識を持つKS3向けに作成されたものであり、「ワークハウス」に収容された貧困者は、「無気力で、貧困者になったことや施設に収容されたことを受け入れていた」というこれまで知られていた通念にチャレンジするもの、という位置づけとなっている。

教材ではまず、3.3.2.1の「反救貧法ポスター」が、導入部分で使われる形になっている。生徒はペアまたはグループになって、「収容された人々は生活環境をどの程度コントロールできたか」「このポスターの作者はワークハウス制度の支持者か、批判者か」「このポスターが伝える内容はどの程度事実に基づいているか」をディスカッションさせる。そのうえで、「MH12シリーズ」に含まれる、貧困者から救貧法組合に出された5通の手紙を読み、それぞれの設問を考えるというものになっている。

以下の手紙はその5通のうちの一つである。

1887年6月6日
 閣下、
 以下の点について教えていただきたい。
 私は収容者で、現在63歳だが、60歳以上の男性に重労働を強制することは合法なのか。私や他の者は、石や灰などを積んだ重い手押し車の運搬、砂の掘削とふるい分け、重い(道路用の)ローラーの引きずり、今日は水の入った重いバケツの運搬を命じられた。私たちは作業を課せられないと言われていたが、管理人たちは私に、この仕事を続けるかここを去れと言っている。私の体力を超える仕事を強いられている以上、作業を課せられていると主張するのは間違っているだろうか?
 6、7年前に家を出る前、私は医師とその助手に1時間以上診察され、心臓の働きが悪く、肺に病気があるとして、重労働を免除された。しかし、ここの医師は(管理者の要請で)私を2分ほど診察し、私には何の

問題もなく、年齢の割には非常に強い男だと報告した。私の感覚では、自分の体は何か非常に具合の悪いところがあり、少し力を入れただけで息が切れてしまう。事務員として、いつもペンで生計を立ててきた私が、63歳にもなって、このような肉体労働することができるだろうか。そのような仕事を断ることは正当化されるだろうか？

また、ここの収容者に対し、その意思に反して聖職者の礼拝に出席するよう、施設長が強制することはできるのか。

あなたの親切な返答は、他の多くの人々を満足させるであろう。

ジョージ・E・ウェップ

本教材で注目すべき点は、学力の高い生徒向け (High-ability students) と、そうでない生徒向け (lower-ability students) の2種類の設問が準備されていることである。この手紙に対する設問では、前者向けの問いは、

- ・手紙は何を求め、また何を論じているか。
- ・スターターで見たポスターのどの部分と関わるものか。
- ・手紙の言葉遣いについて気付いたことはあるか、形式ばった文体か、砕けたものか。必死さはどうか、現代社会での苦情の手紙の書き方とどう違うか。

一方で、後者の生徒向けには、

- ・手紙を書いた人は何歳で、どんな仕事を頼まれているだろう。
- ・医師はこの男性の健康状態について何と行ったか、なぜそんなことを言ったと思うか。
- ・この男性は、与えられた仕事や作業を受け入れているか。なぜそう思うか。
- ・この手紙は、ポスターの内容をどの程度裏付けているか。

といった、よりかみ砕いた内容となっている。

3.3.2.1「反救貧法」ポスターのみの教材から一步踏み込み、実際の資料にふれることで、表3で示したナショナル・カリキュラムの目標に示される「証拠に基づいた説明」や、「対照的な議論や解釈」の学びにつなげているものと考えられる。

3.3.2.3 「A 'right' to relief?」（救済を受ける「権利」？）¹⁰⁵

対象となる学習段階	KS 4-5
使用される資料の数	6点
対応するナショナル・カリキュラム及びAレベル・カリキュラム	<p>【KS 4】 OCR：テーマ研究 1250年から現在までの犯罪と刑罰：1750年から1900年までの工業国イギリス； Edexcel：（テーマ研究と歴史的環境）ホワイトチャペル、1870-1900年頃：犯罪、取り締まりと都心部</p> <p>【KS 5】 AQA：工業化と国民 英国史、1783年～1885年 政治的変革と社会改革、1832-1846年 Edexcel：英国史、1785-1870年：民主主義、抗議運動と改革：貧困と貧困者主義、1785-1870年頃、貧困、公衆衛生と国家、1780-1938年：「掘下げ研究」：貧困、民衆、貧困者 OCR：ピットからピールへ イギリス1783-1853</p>

本教材は、KS 4以上を対象とするものであることから、「歴史」を選択して受講する（第1章表2参照）生徒向けの教材となる。教材の冒頭にある説明によれば、（ワークハウスに収容される）貧困者はこれまで、「自分たちの立場を規定する法律については知識もなく理解もないと考えられていた」ところ、MH12シリーズの貧困者たちからの手紙により、法律の特定の部分を引用して主張する訴えの手紙を出している点に注目したものである。そのため、手紙の書き手が引用する法律を使い、歴史だけでなく法律を学ぶ生徒向けの教材ともなるもの、としている。

まず、最初の課題において、「新救貧法」の条文（7条分）を提示し、条文における曖昧さの例として、「適切と思われるときに (as they shall see occasion)」や「裁量で随時取り消す (interfere in any individual case)」等の文言を確認させ、法が言及する「occasion」や何をもって「interfere」とするのか、また法の規定を曖昧にさせる文言があるかどうかを問いかける。その上で、貧困者がどのような「権利」を持っていたかを考えさせる。

新救貧法 第15条

イングランドおよびウェールズ全域の貧民に対する救済の管理は、[...] 同委員会の指示および管理に従うものとする。この法律によって与えられた権限を実行するために、同委員会は、適切と思われるときに、貧民の管理に関するすべての規則、命令、および規制を作成し、発行する権限を持ち、ここに要求されるものとする。また、同委員会は、その裁量で、随時、そのような規則、命令、規制を停止、変更、または取り消すことができる。

続いて、3.3.2.2と同様に、貧困者からの手紙が6通紹介され、

- ・貧困者が救済を受ける権利 (a right to relief) を持っていたか、持っていたとすればどのようなものか。
- ・貧困者はどのように管理者に責任を負わせようとしたか。
- ・貧困者が救貧法の責任を追及したことに、どの程度同意するか。
- ・現在の福祉制度と比較しよう。

等の問いを考えさせよう。各手紙には個別の問いが付されている。以下は、手紙の一例と問いである。

1842年2月5日

閣下

謹んで、私の訴え (case) を提出し、ご検討いただくことをお許し願いたい。私は貧しい者で、職業は編み機の職人で、長い間、ほとんど職につけず、今では完全に失職してしまった。私には妻と3人の子供がおり、2月1日から現在に至るまで、完全に食糧不足に陥っている。

私は3日に救貧官のストッテン氏にワークハウスに入所する救済を申請したが拒否された。次に監督補佐官のベネット氏に申請したが、同様に拒否された。その後、スモールリーの治安判事ラドフォード氏に申請したところ、同判事は、救貧法改正案の54条に基づき、私が貧困者であるとして、ベネット氏に私の訴えを見るよう積極的な命令を下した。しかし彼は、私たちが豊かな土地で生き、そしてその土地で死ぬように、何も許可しようとしな。いつだったか、チャドウィック・クラーク氏が救貧法委員会に宛てた回覧文書で、このような怠慢から生じるいかなる悪い結果にも責任を負うと述べているのを見た。閣下、私は訴えを提出する。そして、閣下が私の訴えに必要な援助を可能な限り迅速に与えてくれることを望む。

トマス・ヘンショー

(参考) トマス・ヘンショーが引用した救貧法 54 条

54. さらに、この法律の成立以後、前述の法律の規定に従って、教区の貧困者にすべての救済を命じ、与え、指示することは、その法律が適用される法律の各規定に従って、その教区の貧困者の保護者または選任管理委員会に専属するものとする。(2) この法律が成立した後、その法律の規定に従って、教区の貧困者に対するすべての救済は、その教区の後見人または選任管理人に専属し、その後見人または選任管理人が任命された、または任命される法律の規定に従って、その後見人または選任管理人に属するものとする。また、救貧監督官は、急を要する場合であって、金銭によらない場合を除き、後見人または選任管理人が命じた以上の救貧率または手当を与えることは合法ではない。

この手紙に付された問いは以下のようなものである。

(1) 救貧法改正法第54条からの抜粋と、トマス・ヘンショーがこの特定の条文を引用した手紙を読んでみよう。ヘンショーは当局に責任を負わせるために法律をどのように利用したか？彼の主張は妥当だろうか？

(2) ヘンショーが自分の「訴え (case)」に言及している箇所を見つけられるか？この「訴え (case)」という準 (半) 法律用語の使用について考えてみよう。どのような影響を与えたと思うか？

新救貧法の条文の確認とその解釈を行い、次いで貧困者の実態を垣間見る手紙を使用し、設問を考えることに因って、表3にみえるKS4における学習目標がいうところの、「様々な資料を用いて正当な歴史的主張をする能力」を養うことや、「歴史的な知識や理解をさまざまな方法で整理し、伝え、実証的な結論を導き出す」ことに導くことが想定されていると考えられる。

このように、KSの初期においては、画像情報を含んだ資料を使用しつつ、KSが進むごとに、貧困者の手紙で実際のワークハウスを当時の貧困者がどのように体感していたかを読み取り、既存の理解を資料によって再検討させる内容には参考になるものがある。また、KS4-5の段階の「A ‘right to relief?’」の教材は、「新救貧法」の実際の条文と貧困者の実態（特に「劣等処遇の原則」等）をつなぎながら、「貧困者の権利」という現代にもつながる課題にたどりつく工夫がなされており、権利意識や法の考え方等の学習を含む「公民科」の教材の開発にあたっては示唆に富むものと思われる。

以上、本章では、「授業パック型」教材と「資料集型」教材について、KSや時代等の分布や使用される資料数などの定量調査を行ったうえで、「授業パック型」教材の内容分析を行った。TNAの教材は、単に資料を読み取るだけでなく、なぜこうした資料が作成されているか、作成者はどのような立場でこれを作ったかといったことへの気づきを促す設問が全ての教材に共通して設定されていることが特徴と言える。これらの教材開発は、TNAの職員だけでなく、教員からのフィードバックを重ねて発展させていったという¹⁰⁶。

特定の歴史事件について、1点の特徴的な資料を選び、説明を付すことは教材提供においてはしばしばなされるものである。しかし、その「選択」にあたっては、説明者側の意図が反映されるものである。事実とは何かを、証拠に基づいて批判的に分析することを学ぶ「歴史」科目にとって、教材となる所蔵資料を提供する側が1点にしぼることは適切といえるかどうかは、検討の余地がある。教員（や生徒）が目的に沿って授業を組み立てることを可能にするためには、複数の資料の提供は欠かせないのではないか。また、複数の資料を準備することは、歴史における事実の読み取りの点で重要なだけでなく、教員（や生徒）が、自ら必要と思われる資料の「選択」を行えるという点からも、意義があるように思われる。

「新救貧法」についての「授業パック型」教材の分析によって、このタイプの教材は、テーマとする学習内容に則した資料であり、なおかつ生徒が授業時間内に複数の資料に取りくめるような分量の資料の選定が必要となるものがうかがえる。よって、こうした教材の開発には、資料集型教材から授業パック型教材へと進めることが想定されよう。

おわりに

本稿では、まず、TNAにおいて実施されてきた学習機能を求める社会的需要を見るために、イギリスにおける教育制度や「歴史」科目の位置づけをみた。歴史はKS 1～3までは必須科目であり、KS 4以降は選択科目となる位置づけであり、学習段階の比較的早いうちから一次資料を扱うこと、また中等教育の開始とともに専門性の高い学習内容が設定されていること、またそのような歴史科目がEBacc導入によりKS 4でも必修科目化が進んでいることなどが、教材提供や教員の能力開発プログラムの需要と結び付いていると推測される。

これに対し、TNAが実施する教員向け、生徒向けのサービスを概観すると、まず教員向けには、代替授業や教材提供のほか、歴史資料を教材として教員に使用してもらうための取組が行われていることが分かった。特に、「教員学術プログラム」は、資料を基に実際に「授業パック型教材」を作成してもらうだけでなく、その成果である教材を、TNAのwebサイト上で提供するという仕組みとなっている。こうした手法は、スタディ・デイや生徒向けのサービスである「Archive experience」においても確認でき、生徒たちによる成果が教材として提供されている事例がしばしば見られた。このように、教員や生徒に対して実施した取組の成果を、互いに利活用できる仕組みは、持続的に様々なサービスを開発、実施していくに当たって重要な視点と言える。

資料に基づいた実証と説明を行うことを求める歴史科目においては、歴史の一次資料を所蔵するTNAの役割を發揮する「授業パック型」教材及び「資料集型」教材を分析した。それにより、一つの教材において複数の一次資料を扱い、ナショナル・カリキュラムに設定される各学習段階に沿って、「情報源の性質」を読み取らせる学びを提供していることがわかった。イギリスにおいては、歴史科目は思考力で評価されるため、学習の早い段階から一次資料を読み取り、批判的に資料を扱う訓練を行うことが目標として設定される。事例で見た「新救貧法」にかかる教材では、ワークハウスにおいて「劣等処遇」を受ける人々の状況を、低学年では絵画資料を使い、学年が上がるごとに法律の条文や実際の収容者の手紙を分析することで、「救貧法」の時代や法とその実態を観察し、思考する活動が提供されていることが見えるなど、いずれも当館の今後の取組にあたって示唆に富むものである。

本稿の調査は主にwebサイト上に公開されている情報に基づくものである。そのため、TNAが実施する代替授業（TNAにおける対面またはオンラインによるワークショップ）、生徒向けに夏休みに開催される様々な歴史イベントなどの体験型のイベントは、文字情報のみでは実態がつかみにくい部分もあった。これらの機能は、当館が今後、同様の体験型のプログラムを拡充していくにあたっての課題となるものと思われる。

- ¹ 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議、開催状況：<https://www8.cao.go.jp/chousei/koubun/kentou/kaisaijoukyou.html> (Access: 2023. 10. 31)
- ² 令和3年第89回公文書管理委員会配布資料「新たな国立公文書館及び憲政記念館に係る実施設計について」より：<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2021/0726/shiryous-3.pdf> (Access: 2023. 10. 31)
- ³ (1)館職員もしくは教師が児童・生徒などを対象として実施するプログラムであること、(2)学習プログラム1件に対して1つの歴史などに触れるテーマを設定し、1つのテーマで複数の所蔵資料を用いること、(3)学習プログラムごとに授業を実施する職員もしくは教師用のマニュアル、例えば所要時間、資料及びその解説等が整備され、配布可能なパッケージとして作成されていること、と定義される。朽木真一、寺澤正直、岡本詩子、長谷川貴志、「国立公文書館における学習プログラムの作成とその課題ー英米国立公文書館における事例調査からー」(『北の丸』第48号、2016年)：https://www.archives.go.jp/publication/kita/pdf/kita48_p071.pdf (Access: 2023. 10. 31)
- ⁴ 株式会社トータルメディア『国立公文書館の機能・施設の在り方に関する調査報告書』、2015年。
- ⁵ 新村出編『広辞苑(第五版)』、1998年。
- ⁶ たとえばイングランドのナショナル・カリキュラムでは、「Programmes of study by subject」とし、各学習段階(2~3年)の学習内容が説明される。イギリス政府webサイト“National Curriculum”より：<https://www.gov.uk/government/collections/national-curriculum#programmes-of-study-by-subject> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁷ もっともTNAでは、これら事業に「学習(Learning)」の語はほとんど使用されておらず、「教育(Education)」の語が使用されている。
- ⁸ 大田直子『『秘密の花園』の終焉(1)：イギリスにおける教師の教育の自由について』、『人文学報』30、1995年3月や、吉崎薫平「イングランドのアイデンティティ・クライシスー1991年版歴史ナショナル・カリキュラムの作成過程の分析からの考察ー」、『早稲田大学大学院児湯育学研究所紀要 別冊28-1号』2020年9月など。
- ⁹ イギリス政府webサイト“National Curriculum in England”より：<https://www.gov.uk/government/publications/national-curriculum-in-england-framework-for-key-stages-1-to-4> (Access: 2023. 10. 31)
- ¹⁰ イギリス政府webサイト“Types of school”より：<https://www.gov.uk/types-of-school> (Access: 2023. 10. 31)
- ¹¹ 同上。
- ¹² ただし、地方教育当局によるコミュニティ・スクール等よりも、教育等の実施内容により強い統制を国から受けるとある。同上。
- ¹³ イギリス政府webサイト“Types of school”、前掲注11。
- ¹⁴ 正確には、12月31日までに5歳の誕生日を迎えた児童は1月から、3月31日までに5歳となった場合は4月から、8月31日までに5歳となった児童は9月から義務教育が開始される。イギリス政府webサイト“School starting age”より：<https://www.gov.uk/schools-admissions/school-starting-age> (Access: 2023. 10. 31)
- ¹⁵ Oxford AQA：<https://www.aqa.org.uk/about-us> (Access: 2023. 10. 31)
- ¹⁶ Pearson Edexcel：<https://qualifications.pearson.com/en/home.html> (Access: 2023. 10. 31)
- ¹⁷ OCR (Oxford, Cambridge and RS A)：<https://www.ocr.org.uk/about/who-we-are/> (Access: 2023. 10. 31)
- ¹⁸ 山崎智子「イギリスの大学入学試験改革に伴う『バカロレア』型カリキュラム導入の試みとその経過」、『教師教育研究』9号、2016年6月。
- ¹⁹ イギリス政府webサイト“Further education courses and funding”より：<https://www.gov.uk/further-education-courses> (Access: 2023. 10. 31)
- ²⁰ イギリス政府webサイト“Participating in learning post-16: effective practice in schools”：<https://www.gov.uk/government/publications/participating-in-learning-post-16-effective-practice-in-schools> (Access: 2023. 10. 31)。なお、この引き上げは16歳以上の若年層のNEET対策のためであり、必ずしも全日制の学校に通うことを求めるものではなく、週の労働時間の20%にあたる時間を、職務に関する研修・学習に充てることなどを定めるものである。Department of Education, “Partici

pating in learning post-16: effective practice in schools” : https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7a323740f0b66eab99a70c/participating_in_learning_post-16_-_effective_practice_in_schools.pdf (Access: 2023. 10. 31)

²¹ イギリス政府webサイト” National Curriculum ‘Overview’” : <https://www.gov.uk/national-curriculum> (Access: 2023. 10. 31)

²² イギリス政府webサイト、前掲注22。

²³ 山崎、前掲注19。

²⁴ 伊東彩子「イギリスにおける歴史教育の動向—研究と実践から見いだされる展望と課題—」、『社会化教育研究』No. 116、2012年9月。

²⁵ Department for Education “English Baccalaureate (EBacc)” : <https://www.gov.uk/government/publications/english-baccalaureate-ebacc/english-baccalaureate-ebacc> (Access: 2023. 10. 31)

²⁶ 伊東、前掲注25。

²⁷ ケンブリッジ大学やオックスフォード大学を含む、イギリスを代表するトップクラス24の大学で構成される。Russell Group: <https://russellgroup.ac.uk/about> (Access: 2023. 10. 31)

²⁸ 伊東、前掲注25。

²⁹ Department for Education “English Baccalaureate (EBacc)”、前掲注18。ただし、EBaccは、「より伝統的でアカデミックな科目群」を取得させることに因り生徒の選択肢を減少させる等、批判も多い。Guardian紙(2016. 11. 14付) “English baccalaureate ‘creates problems for motivation and behaviour’” (<https://www.theguardian.com/education/2016/nov/14/english-baccalaureate-creates-problems-motivation-behaviour>) (Access: 2023. 10. 31)、BBCニュース (2017. 7. 19付) “EBacc target for 90% of pupils delayed” (<https://www.bbc.com/news/education-40657586>) (Access: 2023. 10. 31)など。

³⁰ 大学によっては、Aレベルのプログラムを提供する教育機関まで指定する場合もある。

³¹ 政府目標では、2022年までに、GCSEにおけるEBacc対象科目を履修する生徒を全体の75%に引き上げるとされている。

³² National curriculum in England: history programme of study (KS1からKS3まで) : <https://www.gov.uk/government/publications/national-curriculum-in-england-history-programmes-of-study/national-curriculum-in-england-history-programmes-of-study> (Access: 2023. 10. 31)

³³ Guidance: GCSE history: <https://www.gov.uk/government/publications/gcse-history> (Access: 2023. 10. 31)

³⁴ Depth study。短い時代スパンに焦点を当て、社会または歴史的状況の複雑さと、その中のさまざまな側面の相互作用を理解することをもとめるもの。前掲注27参照。

³⁵ Period study。少なくとも50年以上の実質的で一貫性のある中期的なスパンに焦点を当て、その時代に関連する実質的な発展や問題の展開する物語を理解することを学生に求める。前掲注27参照。

³⁶ Thematic Study。異なる時代の最も重要な特徴を含め、長い歴史の変化と継続性を理解することを求めるもの。数世紀にわたる社会の諸側面におけるより広範な変化を明らかにし、異なる時代間の比較を可能にするものでなければならないとする。たとえば、文化、経済、政治、宗教、科学、技術、戦争など。前掲注33参照。

³⁷ GCSE (9-1) Specification History B (Schools History Project) J411, first assessment in 2018: <https://www.ocr.org.uk/Images/207164-specification-accredited-gcse-history-b-.pdf> (Access: 2023. 10. 31)

³⁸ 例えば2022年のOCRのGCSEにおける「Power: monarchy and democracy in Britain c.1000 to 2014 (権力: イギリスにおける王政と民主主義: 1000年~2014年まで)」に出題された4問は、「1485年から1603年までのテューダー朝時代に、議会在王政に異議を唱えた2つの方法について述べよ。」「1215年、貴族がジョン王にマグナ・カルタへの同意を強制した理由を説明せよ。」「1980年から2014年にかけて、CNDやグリーンピースなどの圧力団体の存在はどの程度重要だったか」「『1485年から2014年の間に、政府の力は弱まった』ということに、どこまで同意するか」: <https://www.ocr.org.uk/Images/677885-question-paper-power-monarchy-and-democracy-in-britain-c.1000-to-2014.pdf> (Access: 2023. 10. 31)

- ³⁹ 新井浅浩「5. イギリス」(国立教育政策研究所『理数教科書に関する国際比較調査結果報告』「II. 教科書制度と教育事情」、平成21年3月：https://www.nier.go.jp/seika_kaihatsu_2/ (Access: 2023. 10. 31))
- ⁴⁰ イギリス政府webサイト “Secondary school performance tables in England” など：<https://www.gov.uk/government/statistics/secondary-school-performance-tables-in-england-2020-to-2021> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁴¹ TES magazine ‘School league tables are driving teachers and leaders to destruction’ (2017. 3. 17) など。TESはタイムズ紙の教育版、Times Education Supplement紙。教育紙として一定の権威を持つ：<https://www.tes.com/magazine/archive/school-league-tables-are-driving-teachers-and-leaders-to-destruction> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁴² 2002年の佐貫浩『イギリスの教育改革と日本』(高文研) の頃からすでに、深刻な教員不足が紹介される。pp. 133-140。
- ⁴³ Guardian紙 (2023. 7. 5付) “‘United front’ of teachers could launch biggest strikes in a decade in England” など：<https://www.theguardian.com/education/2023/jul/05/united-front-teachers-could-biggest-strikes-decade-england> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁴⁴ Independent紙 “Headteachers warn UK facing ‘dangerous’ teacher shortage as recruitment crisis deepens” (2023. 6. 10)：<https://www.independent.co.uk/news/uk/teacher-recruitment-crisis-shortage-warning-b2349753.html> (Access: 2023. 10. 31)。
- ⁴⁵ 伊東。なお、National Foundation for Educational Researchの調査によると、2023年時点では、歴史・体育・古典に係る教員数は、政府の採用目標を上回ったという。Guardian紙 “Only half of required number of trainee secondary teachers in England recruited” (2023. 9. 12) より：<https://www.theguardian.com/education/2023/sep/12/only-half-of-required-number-of-trainee-secondary-teachers-in-england-recruited> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁴⁶ Department for Education によるgetintoteachingサイト、“How to become a teacher” (<https://getintoteaching.education.gov.uk/steps-to-become-a-teacher>) 及び “How to choose your teacher training course” (<https://getintoteaching.education.gov.uk/train-to-be-a-teacher/how-to-choose-your-teacher-training-course>) (Access: 2023. 10. 31)
- ⁴⁷ 佐貫、前掲注、p. 136
- ⁴⁸ Guardian紙 “Only half of required number of trainee secondary teachers in England recruited” (2023. 9. 12) (Access: 2023. 10. 31)。注34。
- ⁴⁹ TNA Annual Report 2004-2005
- ⁵⁰ “Victorian Britain”：<https://www.nationalarchives.gov.uk/education/resources/victorian-britain/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁵¹ その他、Educationページの “Who we are” に、過去に実施した教育プログラムにかかる受賞歴が記載されており、最も古いのは2000年となっている：<https://www.nationalarchives.gov.uk/education/teachers/who-we-are/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁵² 原文は、Article 2 The Public Record Office (4) The Keeper of Public Records shall have power to do all such things as appear to him necessary or expedient for maintaining the utility of the Public Record Office [...].：<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Eliz2/6-7/51> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁵³ Strategic plan: Archives for Everyone: <https://www.nationalarchives.gov.uk/about/our-role/plans-policies-performance-and-projects/our-plans/archives-for-everyone/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁵⁴ Strategic priorities 2023-27: <https://www.nationalarchives.gov.uk/about/our-role/plans-policies-performance-and-projects/our-plans/archives-for-everyone/strategic-priorities-2023-27/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁵⁵ 2023年10月開催のICA アブダビ大会にて、本戦略の学習にかかる活動がTNAのAndrew Payne氏により発表されている。長岡智子「2023年国際公文書館会議アブダビ大会参加報告」(情報誌『アーカイブズ』91号 2024年2月：<https://www.archives.go.jp/publication/archives/no091/14808>)。
- ⁵⁶ 同Strategic Prioritiesの「2. Creating value through Connection」より。

- ⁵⁷ 2023年3月付組織図(Organisational chart)より : <https://cdn.nationalarchives.gov.uk/documents/organisation-chart.pdf> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁵⁸ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/teachers/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁵⁹ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/students/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁶⁰ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/outreach/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁶¹ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/families/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁶² 教員向け (For teachers) ページの「What we offer」より : <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/teachers/what-we-offer/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁶³ ‘For teachers’ の ‘What we offer’ より : <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/teachers/what-we-offer/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁶⁴ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/teachers/study-days/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁶⁵ Tower Hamlets (ロンドン)、Wakefield (ウエスト・ヨークシャー)、Accrington (ランカシャー)、Falmouth (コーンウォール) の4地域
- ⁶⁶ 20sStreets : <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/resources/20sstreets/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁶⁷ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/teachers/professional-development/inset-sessions/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁶⁸ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/teachers/professional-development/teacher-scholar-programme-2022/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁶⁹ Discover the Dissolution: Chertsey Abbey : <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/teachers/professional-development/discover-the-dissolution-chertsey/> (Access: 2023. 10. 31)。「修道院解散 (Dissolution)」はヘンリー8世により1536～1541年に実施された、イングランド国教会の成立にかかる宗教改革の一環で、イングランド国内の多くの修道院が解散・財産没収された事件。
- ⁷⁰ Online CPD: <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/teachers/professional-development/online-cpd/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁷¹ 定点観測されたデータはなく、年次報告に言及されていない年度もあるため、グラフ上に空白がある。
- ⁷² TNA担当職員からの聞き取りによる。
- ⁷³ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/students/> (Access: 2023. 10. 31)。このほか「レポートの書き方」などの生徒の学習支援のための手引きなども掲載される。
- ⁷⁴ TNAのwebサイト、Educationページの生徒向け (For students) にある「Videos」より : <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/students/videos/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁷⁵ 例えば、Suffragettes ‘in Trousers’ など : <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/resources/suffragettes-in-trousers/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁷⁶ “Working with photographs” : <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/students/working-with-photographs/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁷⁷ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/students/working-with-photographs/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁷⁸ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/students/working-with-photographs/what-can-a-photograph-tell-us/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁷⁹ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/students/working-with-photographs/how-captions-change-meanings/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁸⁰ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/students/working-with-photographs/faking-reality-the-south-african-war/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁸¹ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/students/working-with-cartoons/>
- ⁸² <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/students/working-with-cartoons/starter-1-queen-caroline/> (Access: 2023. 10. 31)
- ⁸³ <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/students/working-with-cartoons/starter-2-cartoons-and-their-captions/> (Access: 2023. 10. 31)

⁸⁴ TNA webサイト、“Education” ページの “Who we are” より : <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/teachers/who-we-are/> (Access: 2023. 10. 31)

⁸⁵ 同上。なお、教員向けに提供される授業バック型教材には、英語(国語)の教材として使用できる “Places - GCSE language” (<https://www.nationalarchives.gov.uk/education/resources/places-gcse-english-language/>)や、シティズンシップにも使用可能と思われるトピックページ (Focused Topic) “Citizenship” (<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/ukgwa/20220223005426/https://www.nationalarchives.gov.uk/pathways/citizenship/>) 等が見える。

⁸⁶ 当館が提供するデジタル展示 (例えば、「災害に学ぶ」など : <https://www.archives.go.jp/exhibition/digital/saigai/index.html>) に近いものである。なお、TNAによる各種教材については拙稿「イギリス国立公文書館による女性関係資料利活用の取組～女性参政権運動 (Women’s Suffrage) の記録を題材に～」(情報誌『アーカイブズ』90号, <https://www.archives.go.jp/publication/archives/no090/14365>) でも、具体的な事例を紹介しているため、参照されたい。

⁸⁷ Lessons: <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/sessions-and-resources/?resource-type=lesson> (Access: 2023. 10. 31)

⁸⁸ Themed Collections: <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/sessions-and-resources/?resource-type=themed-collection> (Access: 2023. 10. 31)

⁸⁹ KS1-2を対象とする資料集型教材、“Significant Events” (<https://www.nationalarchives.gov.uk/education/resources/significant-events/>) (Access: 2023. 10. 31)及び “Significant People” (<https://www.nationalarchives.gov.uk/education/resources/significant-people/>) (Access: 2023. 10. 31)の Teachers’ notesより。

⁹⁰ 前掲注83参照。

⁹¹ ただし、KS3のナショナル・カリキュラムにおいては中世を1066年～1509年としている。1509年はエリザベス女王の父であるヘンリー8世の即位した年にあたる。National curriculum in England: history programmes of studyのKS3参照 : <https://www.gov.uk/government/publications/national-curriculum-in-england-history-programmes-of-study/national-curriculum-in-england-history-programmes-of-study#key-stage-3> (Access: 2023. 10. 31) さらにGCSEのspecification (前掲注33) では、中世を500年～1500年、近世を1450年～1750年とするなど、一定していない。

⁹² TNA webサイト、Lessonsの時代別検索のフィルターを参照 : <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/sessions-and-resources/?resource-type=lesson> (Access: 2023. 10. 31)

⁹³ TNAによる資料検索システムDiscovery “MH12” より : <https://discovery.nationalarchives.gov.uk/details/r/C10855> (Access: 2023. 10. 31)

⁹⁴ TNAブログ “In Their Own Write: Three million words!” (2020. 6. 26付) より。2年半に及ぶ期間に40名近いボランティアと共に実施されたもの。プロジェクト自体は新型コロナウイルス感染症拡大により作業が中断されたが、7,000通のうち6,666通までの作業 (全体の95%) が完了した。 : <https://blog.nationalarchives.gov.uk/in-their-own-write-three-million-words/> (Access: 2023. 10. 31)

⁹⁵ 矢野聡「イギリス救貧法におけるright to reliefの形成について—新救貧法の成立まで」、『日本法学』第78巻第2号、2012年9月。

⁹⁶ 高島進『社会福祉の歴史～慈善事業・救貧法から現代まで』、ミネルヴァ書房 1995年11月、pp. 26-28。

⁹⁷ 加茂直樹「社会保障制度の形成」、『京都女子大学現代社会研究』第10号、2007年12月。

⁹⁸ 高島、前掲注75、p. 47

⁹⁹ TNA教材「1834 Poor Law」の「Background」より : <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/resources/1834-poor-law/> (Access: 2023. 10. 31)

¹⁰⁰ 加茂、前掲注76。

¹⁰¹ なお、「Food, Glorious Food」は、ワークハウスで育ち、困難にめげず成長する孤児オリバーを描くチャールズ・ディケンズの『オリバー・ツイスト』のブロードウェイ・ミュージカルの冒頭曲のタイトルに由来する。

¹⁰² 1834 Poor Law: <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/resources/1834-poor-law/> (Access: 2023. 10. 31)

¹⁰³ 小林恭子「英公文書が伝える社会の変容(1) (論座アーカイブ、2018年5月9日) でも、この反救貧法ポスターが紹介される : <https://webronza.asahi.com/business/articles/2018050200005.html> (Access: 2023.10.31)

¹⁰⁴ Have we underestimated the Victorian Poor?: <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/resources/voices-of-the-victorian-poor/have-we-underestimated-the-victorian-poor/> (Access: 2023.10.31)

¹⁰⁵ A 'right' to relief?: <https://www.nationalarchives.gov.uk/education/resources/voices-of-the-victorian-poor/a-right-to-relief/> (Access: 2023.10.31)

¹⁰⁶ TNA 担当職員からの聞き取りによる。

(公文書専門官)